

少年司法運営に関する国連最低基準規則 (北京ルールズ) の解説 (1)

山口直也

〈はじめに〉

一 本稿は、「少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）（United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice ‘Beijing Rules’）」（以下、北京ルールズまたは本規則とする）の成立過程及びその意義に関する先の研究の成果⁽¹⁾を踏まえた上で、北京ルールズの各規則本文及びその注釈がいかなる内容をわれわれに突きつけているのかを探ることを目的としている。北京ルールズについては、これまでわが国においても様々な論者によって注釈書、論文等が著わされている⁽²⁾。しかしながら、それらにおいて示された北京ルールズの内容の理解には、国連が一連の国際会議等を通じて意図してきた見解とは必ずしも一致しないものも含まれている。したがって、ここにおいて国際人権基準としての北京ルールズの射程範囲を確認しておくことは、わが国の今後の少年司法運営を国際的基準に合致したものにする上で必要不可欠のように思われる。

本稿における北京ルールズ各規則の解説は以下の記述方法及び順序で構成されている。

まず第1に、規則本文及び注釈の翻訳である。これらについてはすでに多くの文献で紹介されており、いまさら私訳を提供する必要もないかもし

れない。しかし、多くの文献が誤った訳語をそのまま引用しつつ紹介している部分も少なくないので、敢えて本稿において改めて訳出している。

第2に、規則本文及び注釈の正文である。原文そのものの掲載については、私訳の誤りを指摘していただく上で必要であろうし、何よりも正文に立ち返って考察する上で便利である。また、正文自体においても、前後の脈絡から意味のとおりにくい箇所も見受けられる。それらについては国連犯罪防止刑事司法部（Crime Prevention and Criminal Justice Division）へ直接問い合わせる回答を得ている。本稿ではそれを踏まえて当該部分の意味について言及するためにも、敢えて正文を掲載している。

そして第3に、規則本文及び注釈の解説である。逐条解説的な文献としては、既に比較少年法研究会による『少年司法と国際準則』（1991年）があるが、本稿ではその後の国内外の状況を踏まえた上で、以下の三つの観点から、各規則毎に解説を試みている。

(1) 規則本文の成立過程の変遷

(2) 成立過程、成立後の実施状況、注釈文献などを参考にした上での解釈

(3) 規則内容からみたわが国における問題点の指摘

二 本稿では、北京ルールズ正文の構成にしたがって総則から調査研究に至るまでの諸規定を配置順に検討していくが、上記(1)の部分については、特に重要となる草案の変遷の状況を描写することを中心にしている⁽³⁾。これによって、それらがどのような内容を念頭に置き、具体化しながら発展したのかを明らかにしようとしている。このような作業を経ることで、北京ルールズの正確な内容の一断面を知る手助けとなるであろう。そして上記(2)の部分については、主として、北京ルールズの父とでも称すべき、シューラー・シュプリングホルム（Horst Schtüler-Springorum）教授の起草趣旨及び国連諸会議で共通の認識とされている事項を、氏の注釈論文、国

連諸会議での報告書等をも参照しながらできるかぎり明らかにしていくということである⁽⁴⁾。これもまた、北京ルールの意図するところを知る上では必要不可欠の作業だと思われる。そしてこのような作業によって北京ルールの内容を理解した上で、わが国における既存の研究の内容を検討する。その過程で、北京ルールの内容が曲解されたりあるいは恣意的に解釈されている部分と本来の客観的射程との径庭を埋めることにする。そして、上記(3)の部分については、特に、「国連子どもの権利条約 (UN Convention on the Rights of the Child)」(以下、単に子どもの権利条約とする)に関する第1回政府報告書が提出されている現在、それをめぐって展開されてきた民間レベルでの様々な実態調査の結果を踏まえて、国際人権基準に満たない部分を端的に指摘するように努めている⁽⁵⁾。

三 いずれにしてもここにおいて北京ルールの構成を一瞥しておく必要がある。

北京ルールは、規則数30でそれぞれに詳細な注釈が施された形態をとっており、全体を6部で構成している。

第1部総則は、基本的展望、規則の範囲および使用される定義、規則の適用範囲の拡大、刑事責任年齢、少年司法の目的、裁量の範囲、少年の権利、プライバシーの保護、留保規定の9つの規定をおいている。この部分は、北京ルール全体の総則規定となることはもちろんのこと、その後の一連の国際準則、すなわち1989年の「子どもの権利条約」、1990年の「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則 (UN Rules for the Protection of Juveniles Deprived of their Liberty)」(以下、少年保護規則と略称する)及び「少年非行の防止に関する国連指針 (リヤドガイドラインズ) (UN Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency ‘Riyadh Guidelines’)」(以下、リヤドガイドラインズとする)等の総則部分にも匹敵する内容が収められている。特に、少年司法における国家の不介入主

義の徹底化、親に代表されるコミュニティ基盤の活性化の必要性、少年司法の主要目的たる福祉の増進、捜査・審判・処遇のあらゆる段階で少年に片面的に保障されなければならない権利内容などは重要である。

第2部捜査及び訴追は、最初の接触、ディヴァージョン、警察内部の専門化、審判前の身柄拘束の4つの規定をおいている。少年司法の全段階の中で、特に、非行を行った少年が大人（国家）と最初に接触する段階の重要性を認識して、その部分に意を払って設けられた諸規定である。身柄の拘束を可能なかぎり避けることを共通認識として、子どもと接触する大人が高度の専門性を必要とすることを強調している。

第3部審判及び処遇は、審判を行う機関、弁護士・親および保護者、社会調査報告、審判および処遇に関する指導原理、多様な処遇措置、最終手段としての施設収容措置、不必要な遅延の回避、記録、専門性および訓練の必要性の9つの規定をおいている。審判及び処遇は少年司法の中心的な部分でもあり、その意味でも重要であるが、ここでは、特に審判段階における少年自身の主体的参加の確保をはじめとして、少年のニーズに即した多様な措置（狭義の処遇に限るものではない）の選択が可能になるような配慮がなされている。

第4部非施設処遇は、処遇の効果的实施、必要とされる援助の提供、ボランティアの活用の3つの規定をおいている。全体の構成の中で、非施設処遇が施設処遇よりも前に位置づけられているのは、それを優先すべきことの現われであることは言うまでもないが、ここでは、特にボランティアの活用、すなわちわれわれも含めたコミュニティが少年司法に積極的に関わることの重要性を強調している。

第5部施設内処遇は、施設内処遇の目的、被拘禁者処遇に関する最低基準規則の適用、条件付き釈放の頻繁かつ早期の使用、半施設的措置の4つの規定をおいている。施設収容は少年司法における最終手段である。ここ

ではその前提の上で、もし最終手段が行使された場合に、どのような点に注意すべきかが記されている。特に、施設収容時における権利保障が適正に行われることを当然のこととして、できるかぎり早期に釈放する方向での処遇がなされるべきことが強調されている。

そして最終第6部は、調査研究・計画・政策策定および評価についての規定をおいている。ここでは、少年司法運営のための組織及びそれに携わる職員が、一様ではない少年のニーズに対応できるような研究、計画、政策等を継続的に行われなければならないとされている。

実に周到かつ綿密な構成で少年司法の全領域についての内容をほぼ網羅的に規定していることがわかる。

以下においては、各規則毎の具体的な内容を、先に記したような手法を用いて検討していくことにする。

〈規則の解説〉

第1部 総則

Part One. *General Principles*

規則1 基本的展望

1. *Fundamental perspectives*

1.1 加盟国は、自国のそれぞれの一般的利益に従って、少年及びその家族の福祉を増進するよう努めなければならない。

1.2 加盟国は、少年が最も逸脱行動に走りやすい時期に、できる限り犯罪及び非行から離れた個人的発達及び教育の過程を促進するコミュニティーにおいて、少年が有意義な生活を送ることができる条件を進展させるよ

うに努力しなければならない。

1.3 法律に基づく介入の必要性を減少させるために少年の福祉を増進させること、及び、法律に抵触した少年を有効、公正かつ人間的に扱うことを目的として、家族、ボランティア及びその他のコミュニティ集団、ならびに、学校及びその他のコミュニティ施設を含むすべての可能な資源を最大限に活用する積極的手段に、十分な注意が払われなければならない。

1.4 少年司法は、すべての少年のための社会正義という包括的枠組の中で、各国の国家的発展に不可欠な部分と考えられるべきであり、したがって、青少年の保護及び社会の平和秩序維持に、同時に貢献すべきものである。

1.5 本規則は、各加盟国の経済的、社会的及び文化的状況に応じて実施されなければならない。

1.6 少年司法のサービス⁽⁶⁾は、方法、取組み方及び態度を含む当該サービスに携わる職員の能力を改善し維持するために、組織的に発展させられかつ調整されなければならない。

注釈

これらの広範な基本的展望は、包括的社会政策全般に言及し、少年の福祉の最大限の増進を目的としているが、これによって少年司法制度が介入する必要性を最小限にするであろうし、その結果、いかなる介入による害悪をも減少させるであろう。非行に走る前にそのようなケア⁽⁷⁾の措置を講ずることは、本規則の適用の可能性を無用にするために必要な基本的政策である。

規則1.1から1.3は、少年に対する建設的社会政策が、とりわけ、少年の犯罪及び非行の予防に重要な役割を果たすであろうということを指摘して

いる。規則1.4は、少年司法を、少年のための社会正義の不可欠な部分であると定義し、一方において、規則1.6は、少年に対する進歩的社会政策全般に遅れることのない、スタッフによるサービスの一貫した改善が必要であることに留意しながら、少年司法の継続的改善の必要性に言及している。

規則1.5は、各加盟国での特定の規則の実施が、他の国で採用された方法と必然的に異なる現状を考慮するよう求めている。

- 1.1 Member States shall seek, in conformity with their respective general interests, to further the well-being of the juvenile and her or his family.
- 1.2 Member States shall endeavour to develop conditions that will ensure for the juvenile a meaningful life in the community, which, during that period in life when she or he is most susceptible to deviant behaviour, will foster a process of personal development and education that is as free from crime and delinquency as possible.
- 1.3 Sufficient attention shall be given to positive measures that involve the full mobilization of all possible resources, including the family, volunteers and other community groups, as well as schools and other community institutions, for the purpose of promoting the well-being of juvenile, with a view to reducing the need for intervention under the law, and of effectively, fairly and humanely dealing with the juvenile in conflict with the law.
- 1.4 Juvenile justice shall be conceived as an integral part of the national development process of each country, within a comprehensive framework of social justice for all juveniles, thus, at the same time, contributing to the protection of the young and the maintenance of a peaceful order in society.
- 1.5 These rules shall be implemented in the context of economic, social and cultural conditions prevailing in each Member State.
- 1.6 Juvenile justice services shall be systematically developed and co-ordinated with a view to improving and sustaining the competence of personnel involved in the services, including their methods, approaches and attitudes.

Commentary

These broad fundamental perspectives refer to comprehensive social policy in general and aim at promoting juvenile welfare to the greatest possible extent, which will minimize the necessity of intervention by the juvenile justice system, and in turn, will reduce the harm that may be caused by any intervention. Such care measures for the young, before the onset of delinquency, are basic policy requisites designed to obviate the need for the application of the Rules.

Rules 1.1 to 1.3 point to the important role that a constructive social policy for juveniles will pay, *inter alia*, in the prevention of juvenile crime and delinquency. Rule 1.4 defines juvenile justice as an integral part of social justice for juveniles, while rule 1.6 refers to the necessity of constantly improving juvenile justice, without falling behind the development of progressive social policy for juveniles in general and bearing in mind the need for consistent improvement of staff services.

Rule 1.5 seeks to take account of existing conditions in Member States which would cause the manner of implementation of particular rules necessarily to be different from the manner adopted in other States.

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

少年非行の防止および少年司法運営についての基本的展望に関するこれらの規定は、1983年11月にアジア極東犯罪防止研修所専門家会議（以下、アジア専門家会議とする）において初めて規則全体の中に盛り込まれるべきことが決定し（もっとも当該会議の時点では現規定の規則1.5はまだ存在していない。当該条項は1985年の第7回犯罪者処遇および犯罪防止に関する国連会議（UN Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）（以下、単に犯罪防止会議またはコンGRESSとする）の場で追加されたものと思われる⁽⁸⁾）、そこで採択された草案（以下、専門家会議草案とする）の中に含まれることになった⁽⁹⁾。

もっとも、当該会議の直前にラトガーズ大学（Rutgers University）で開催された専門家会議において、それまでの一連の草案において欠けてい

た点、すなわち序文的な規定の必要性が指摘され、そこで若干の規定が設けられたことが忘れられてはならない。当該専門家会議で提出された草案（以下、ラトガーズ草案とする）の規則1は、同草案の目的が、「子ども、その親および社会の社会的葛藤の解決を行うことにある」⁽¹⁰⁾として、さらに規則2で、同草案が、「子ども、その親および社会のさらなる最善の利益を追求する」⁽¹¹⁾と宣言したのである。おそらくはこの規定に触発されて現規則1の諸規定が設けられることになったものと思われる。しかしながら、この内容が上記の規定に直接的影響を与えているとは言い難いし、アジア研専門家会議の議場においてもそのことには触れられていない。おそらく内容的にはラトガーズ草案はほとんど直接的に関係していないと言えるだろう。

むしろ内容的に直接関係しているのは1981年のアジア極東犯罪防止研修所草案（以下、アジア研草案とする）の一部の規定である（もっとも、この段階では総則部分ではなく、最終章「計画、研究および開発」の部分に位置づけられている）。アジア研草案規則44は、「少年司法運営のためのサービスの計画は、すべての少年および青少年に対する社会正義という包括的枠組みの中で、法律を犯すまたは犯す危険のある者のリハビリテーションのための特別の方策とともに、各国の国家的発展過程の不可欠の部分として考案されなければならない」⁽¹²⁾と規定しているし、同規則46は、「少年司法運営のためのサービスは、調整されたアプローチ枠組みにおいて、従事する職員および彼らが用いる方法および技術の質を高める不断努力に基づいて、進歩的やりかたで体系的に開発されなければならない」⁽¹³⁾と規定している。これらは、それぞれ現規定の規則1.4の前半部分、規則1.6に対応している。

いずれにしても、アジア研専門家会議で採択された草案規定は第7回コンGRESまで変わることなく維持されている。先に触れた通り、同コングレ

スにおいて現規定規則1.5が挿入されたことが明らかにされているし、以下で議論の対象となる規則1.4の後半部分についても、時期的にみて同コングレスで追加されたものと推測される。このようにして現規定規則1.1から規則1.6は形づくられたのである。

(2) 本規則の内容

まず第1に規則1.1を見てみると、国連が想定する少年司法運営の理念が示されている。すなわち、「少年およびその家族の福祉の増進」に努めなければならないということである。ここに、少年司法が福祉的な側面を重視するものであり、「司法福祉」的な役割を果たさなければならないことが明示されている。そしてそのような福祉の実現は、「加盟各国のそれぞれの一般的利益」にしたがって達成するよう努めなければならないとされている。ここでいう「一般的利益」という文言が何を指しているのかは必ずしも明確ではないが、この文脈の中で捉えると各国独自の社会政策、司法政策などの内容が含まれるのであろう。いずれにしても、ここでは、各国の一般的利益の相違を前提としても、少年司法を運営するにあたって第一義とされるべきものが「少年およびその家族」に対する福祉の増進であることが確認されているのである⁽¹⁴⁾。これによって経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約第10条、市民的および政治的権利に関する国際規約第23条等において「家族に対する保護及び援助」が詳細に規定されていることとの整合性も保っているものと思われる。

第2に規則1.2は、少年が健全なコミュニティで有意義な生活が送れるような条件を整備しなければならないことを規定している。そうすることによって少年の健全な成長は促進され、ひいては非行の防止にもつながるということを規定していると理解できる。そしてそのような健全な成長を援助し促進するのがわれわれ自身すなわちコミュニティの役割であるということを強調しているのである⁽¹⁵⁾。本規定は加盟国に対して遵守を

求めるような体裁になっているが、実質的には、われわれ健全なコミュニティによる少年司法への参加を促進していると理解することができよう。

ところで、規則1.1と本項とを併せ読むと、コミュニティの第一次的形態である家族の重要性が強調されているように思われる。少年非行の防止を含む少年司法の運営にあたっては、先ず第一に健全な家庭における少年の引き受けが重要なのであり、そのために各国は少年を含むその家族への福祉上の援助を促進しなければならないということである。この考え方は、北京ルールズより後に制定された子どもの権利条約の第5条「親の指導義務」及び第18条「親の第一次養育責任」の考え方に符合しているように思われる。またここでの考え方が後述の規則11、23、24、25等において一層明確に打ち出されている。

第3に規則1.3は、国家不介入の原則を宣言するとともに、法律を犯した少年であってもコミュニティにおいて受け入れるようさらに積極的かつ具体的に明示している。すなわち、国家の司法政策による介入によって少年に与えられる害悪を回避するために、できるかぎりコミュニティレベルでの福祉を増進することに主眼をおくべきであるということをも確認しているのである。そしてそれとともに、法律を犯して少年司法手続にのせられた場合であっても、少年に刑罰的な対応をなすのではなくて、先ずコミュニティを基盤に少年を受け入れてその健全な成長を援助することを優先すべきであるとしている。これらの具体的な内容についても前項同様に後述の規則の中で登場してくるが、本項はその総論的な規定と理解してよいであろう。いずれにしても、ここでは、国家の不介入主義を第一義とし、少年司法運営レベルにおけるコミュニティ参加モデル⁽¹⁶⁾を提示したと言ってよいであろう。

第4に規則1.4は、注釈においても示されるように、少年司法を少年の

ための社会正義の不可欠な部分と定義している。ここでいわれる「少年のための社会正義」の意味は、1984年に北京で開催された第7回コングレスのための地域間準備会議での一般討論の内容に集約されている。すなわち、青少年がホームレスやストリートチルドレンとなったり、薬物の被害に晒されたり、組織暴力犯罪に取り込まれたり、あるいは売春させられたり搾取されたり虐待されたりするなどの様々な害悪から少年を保護して健全な成長を手助けしようというのが「少年のための社会正義」なのである⁽¹⁷⁾。したがってここで「少年のための社会正義という包括的枠組みの中で」というのは、上記のような状況に対する社会政策一般の中でという意味である。社会政策の一環として少年司法が行われることが国の発展にとって必要不可欠であり、それによって同時に青少年の保護と社会の平和的秩序維持に貢献するものでなければならないと言っているのである。

だが、この「青少年の保護と社会の平和秩序維持」という文言をめぐって見解が対立している。一方は、この部分を独立に取り出してこれによって少年の利益ばかりでなく社会の利益をも考慮すべきことが明らかにされたこととさら強調し⁽¹⁸⁾、他方はこれを本規定の文脈の中で理解して少年の利益が社会の利益に最優先するというニュアンスのことをいっている⁽¹⁹⁾。ここでいう「したがって、青少年の保護および社会の平和秩序維持に、同時に貢献すべきものである」という文言が、以下の規則1.5同様、コングレスの席上で最終的に挿入された部分であると思われるところからすれば、おそらく上記のような意見の対立を調整する微妙な文言として附加されたものではあろう。しかしながら、「社会正義」の意味を本稿のように解する限り、さらに前段部分と後段部分を一体として捉える限り、少なくとも、「社会の平和的秩序維持」=「社会防衛」と捉えることには問題が残るであろう。

第5に規則1.5は、注釈においても示されるように、各加盟国での特定

の規則の実施が、他の国で採用された方法と必然的に異なる現状を考慮するよう求めている規定である。北京ルールの絶対的な遵守を各国に要求するものではなく、各国の状況に応じた方法での実施をも容認する趣旨を明らかにしたものである。なお本規定は、「条約」と違いコンセンサスによる国連総会での承認によって意味をなす「最低基準規則」が、加盟各国のコンセンサスを得るために必要な妥協の産物として kongress で追加した規定であるとする見方も可能であろう。したがって規則1.4に関する上記のような議論が生じるのは当然と言え当然のことなのである。しかしながら、これによって最低基準規則としての北京ルール自体の精神が変わるわけではない。

最後に規則1.6は、規則22と併せて少年司法職員の専門的能力及びその開発の必要性を強調する。そしてそれとともに、注釈においても示されるように、少年に対する進歩的的社会政策全般に遅れることのない、スタッフによるサービスの一貫した改善・向上が必要であるとしている。これは時代や世代とともに変化する少年の個別のニーズに対応できる少年司法全体の継続的改善の必要性に言及しているものである。

ここで、規則1.1から1.6に規定された内容を要約すると、先ず国家による介入を極力減らしてコミュニティーを基盤とした福祉による援助を強調するという、その福祉は少年の家族を含めて提供されなければならないということ、また国による介入が行われるにしても先ずはコミュニティーの中で少年の立ち直りを期待するということが確認されている。これらは、北京ルール成立の時点ではもちろん明示的ではないが、子どもの権利条約の精神にも合致しているものと思われる⁽²⁰⁾。

(3) わが国における問題点

規則全体の趣旨からして、特にわが国の少年司法制度において欠けている点を指摘するとすれば、少年及び家族に対する福祉的援助が不十分であ

るといふこと、コミュニティにおいて非行少年を受け入れるための体制が整っていないことが挙げられよう。

まず第1の点については次のようなことが言える。わが国の少年法第1条は少年の健全育成という目的を掲げて、少年司法における司法的な機能と福祉的な機能の有機的連関の中でそれを達成するように謳っている。しかしながら、現実には、非行少年を甘やかすな、厳しくしろ、責任をとらせろ、といった一般社会の声に呼応した厳罰主義、必罰主義が浸透して、非行事実の軽重によって事件を処理する傾向にある⁽²¹⁾。その一方で、司法官僚統制の波の中で、人間諸科学を駆使して福祉的、教育的な観点からケースワーク機能を果たしてきた家裁調査官の役割をも後退させている⁽²²⁾。それゆえに、「家裁調査官の独立性・専門性の低下、それに拍車をかける少年事件処理要領の実施、家裁裁判官による審判手続の刑事裁判的運用、罪刑均衡的な処分の選択など、批判されるべき点が多い」⁽²³⁾と評されている。

第2の点については次のようなことが言える。わが国における少年司法全体を眺めた場合に、コミュニティがかかわる場面は多くはない。警察との協力による少年の街頭補導、中間処分としての民間施設への補導委託、終局保護処分としての保護観察、そしてBBS運動などが代表的であるが、これらにしても内容においてはコミュニティ資源を活用しているとは言い難い。警察に設置されている学校教員、PTA役員、町内会、児童委員、青少年委員、保護司等からなる補導連絡会は、民間活動としての自覚はなく、まさに警察主導による「不良行為少年」（成人であれば何の問題もない行動、すなわち喫煙、飲酒、家出、無断外泊、不健全性行為など理由に少年補導票に記録され補導歴となる）の監視機関としての役割しか果たしていない⁽²⁴⁾。試験観察における補導委託施設（少年の受入先）は少なく、十分に制度が活かされていない現状にあるが、国による民間施

設の積極的な開発は今のところ活発ではない。これは BBS 運動についてもあてはまる。さらにもっとも問題なのは、わが国の少年司法における唯一の社会内処遇である保護観察処分である。年間新規受理人員が7万人を越えるもっとも多用される保護処分であるにもかかわらず、更生保護の専門家である保護観察官は全国に700人ほどしか配置されていない。実際の指導は、非専門家である民間篤志家の保護司が担っている。民間の力を動員すること自体は歓迎されるべきであるが、彼らが少年処遇の非専門家であり、木目細かな専門的個別指導ができない点に大きな問題がある。保護観察に付された少年は概して、単なる監視期間を大過なく過ごすことに終始する嫌いがあり、結局、処遇結果があがっていない場合が多いのである⁽²⁵⁾。処遇の基本である社会内処遇の選択肢を増やす法制度を確立するとともに、コミュニティー資源への物的、質的援助を行うことが急務である。

規則 2 規則の範囲及び使用される定義

2. *Scope of the Rules and definitions used*

2.1 本最低基準規則の以下の各規則は、少年の犯罪者に公平に適用されなければならない、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見若しくはその他の意見、国民的身分若しくは社会的身分、財産、出生又はその他の地位についてのいかなる種類の差別もなしてはならない。

2.2 本諸規則の目的上、以下の定義が、各国の法制度及び法概念に矛盾しない形で、加盟国によって用いられなければならない。

(a) 「少年」とは、各国の法制度の下で、犯罪について成人とは異なった形で扱われる子ども又は青少年をいう。

(b) 「犯罪」とは、各国の法制度の下で、法律によって処罰され得る全

ての行為（作為又は不作為）をいう。

(c) 「少年の犯罪者」とは、犯罪を犯したと申し立てられているか、若しくは、犯罪を犯したと認定された子ども又は青少年をいう。

2.3 各国の司法において、少年の犯罪者に特別に適用される一連の法律、規則、規定を制定し、かつ、少年司法運営の機能が委ねられ、以下の目的のために計画された制度及び機関を創設する努力がなされなければならない。

(a) 少年犯罪者の基本的権利を守りながら、かれらの多様なニーズをみたすこと、

(b) 社会のニーズをみたすこと、

(c) 以下の諸規則を徹底的かつ公正に実施すること。

注釈

本最低基準規則は、異なった法制度においても適用可能なように、またそれと同時に、少年についてのいかなる定義の下でも、そして少年犯罪者を扱ういかなる制度の下でも、少年犯罪者を扱うためのいくつかの最低基準を設定できるように、熟慮の上で作成されたものである。本規則は、常に、公平かついかなる種類の差別もなしに適用されるべきである。

それゆえ、規則2.1は、本規則が常に公平かついかなる種類の差別もなしに適用されることの重要性を強調している。これは、子どもの権利宣言の原則2の表現にしたがっている。

規則2.2は、本最低基準規則の主要な主体である「少年の犯罪者」という観念の構成要素としての「少年」及び「犯罪」を定義している（ただし、規則3及び4をも参照せよ）。年齢の制限は、各加盟国の経済的、社会的、政治的、文化的及び法的な制度を十分に尊重してそれぞれの法制度にまかされるであろうし、また明らかにまかされているということに注意

しなければならない。このことによって、「少年」という定義の下で7歳から18歳あるいはそれ以上の年齢という広範な多様性がもたらされることになる。このような多様性は、各国の異なる法制度から不可避的であると思われるが、それが本最低基準規則の影響力を減じることはない。

規則2.3は、本最低基準規則が法律上、実務上最善に実施されるための特別の国内法の必要性を指摘している。

- 2.1 The following Minimum Standard Minimum Rules shall be applied to juvenile offenders impartially, without distinction of any kind, for example as to race, colour, sex, language, religion, political or other opinions, national or social origin, property, birth or other status.
- 2.2 For purposes of these Rules, the following definitions shall be applied by Member States in a manner which is compatible with their respective legal systems and concepts :
 - (a) A *juvenile* is a child or young person who, under the respective legal systems, may be dealt with for an offence in a manner which is different from an adult ;
 - (b) An *offence* is any behaviour (act or omission) that is punishable by law under the respective legal systems ;
 - (c) A *juvenile offender* is a child or young person who is alleged to have committed or who has been found to have committed an offence.
- 2.3 Efforts shall be made to establish, in each national jurisdiction, a set of laws, rules and provisions specifically applicable to juvenile offenders and institutions and bodies entrusted with the functions of the administration of juvenile justice and designed :
 - (a) To meet the varying needs of juvenile offenders, while protecting their basic rights ;
 - (b) To meet the needs of society ;
 - (c) To implement the following rules thoroughly and fairly.

Commentary

The Standard Minimum Rules are deliberately formulated so as to be applicable within different legal systems and, at the same time, to set some minimum standards

for the handling of juvenile offenders under any definition of a juvenile and under any system of dealing with juvenile offenders. The Rules are always to be applied impartially and without distinction of any kind.

Rule 2.1 therefore stresses the importance of the Rules always being applied impartially and without distinction of any kind. The rule follows the formulation of principle 2 of the Declaration of the Rights of the Child.

Rule 2.2 defines “juvenile” and “offence” as the components of the notion of the “juvenile offender”, who is the main subject of these Standard Minimum Rules (see, however, also rules 3 and 4). It should be noted that age limits will depend on, and are explicitly made dependent on, each respective legal system, thus fully respecting the economic, social, political, cultural and legal systems of Member States. This makes for a wide variety of ages coming under the definition of “juvenile”, ranging from 7 years to 18 years or above. Such a variety seems inevitable in view of the different national legal systems and does not diminish the impact of these Standard Minimum Rules.

Rule 2.3 is addressed to the necessity of specific national legislation for the optimal implementation of these Standard Minimum Rules, both legally and practically.

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

現規則2.1に該当する部分は1984年1月の国連事務局草案⁽²⁶⁾においては見いだせないが、同年5月の地域間準備会議の時点では既に追加されている。そしてその後ほぼ修正はされていない。また、現規則2.2および規則2.3は1983年の国連事務局非公式案⁽²⁷⁾においてほぼ形づくられたものであることがアジ研専門家会議での議論の過程から明らかである。もっとも規則2.2に該当する部分は、国連のコンサルタントに任命されたシューラー・シュプリングホルム教授が1983年に作成した「少年司法の運営および少年犯罪者の扱いに関する最低基準規則についての報告書」⁽²⁸⁾に収められた規則案（以下、シュプリングホルム草案とする）の規則0に由来している。

すなわちシュプリングホルム草案は、「少年とは、それぞれの法制度の下で、刑事責任年齢には達したが成人同様の刑事責任を未だ有しない子ども又は青少年であると解釈される」とし、「犯罪という文言は、それぞれの法制度の下で、法律によって罰せられるあらゆる行為（作為又は不作為）を意味すると解釈されるが、犯罪行為及び非行行為、犯罪性及び非行性は同義語として用いられる」としていた⁽²⁹⁾。これらの規定が国連事務局非公式案に盛り込まれ、それがアジ研専門家会議で修正されて規則2.2を形づくっている。

また本規則全体について言えば、アジ研草案規則1および規則2⁽³⁰⁾、ラトガーズ草案規則8から規則11⁽³¹⁾がそれぞれ本規定の内容に対応するものとなっている。しかしこれらは、いずれも直接的な影響を与えているとは断言できない。もっともシュプリングホルム草案がアジ研草案の当該規定を参考にしたことは明らかであるし、その意味では本規定の端緒はアジ研草案にあったといえることができるであろう。

さらに地域間準備会議の時点で追加規定されていた現規則2.1に対応する部分は、ラトガーズ草案規則10に既に「少年裁判所、少年局などの管轄で扱うすべての少年は、様々な付属文書に記された現存の国連原理に従って平等に扱われるべきであり、女性、障害者、移民、少数民族およびその他危険に晒された人口集団の特別のニーズを承認している附加的な国連宣言の利益にもさらされるべきである」⁽³²⁾と規定されており、ラトガーズ専門家会議での意見が最終的に反映されたものであると推測できる。当時、国連犯罪刑事司法部の部長であったミュラー（G. O. W. Muller）氏がラトガーズ大学の教授で当該会議の議長兼ラポラトゥールであったことからすれば、氏が何らかの影響を与えていることは想像に難くない。

(2) 本規則の内容

まず第1に規則2.1についてはほとんど説明の必要はないように思われ

る。注釈においても記されているように、ここでは、北京ルールズが、常に公平かついかなる種類の差別もなしに「少年犯罪者」に適用されることの重要性を強調している。そしてこれは、子どもの権利宣言の原則2の表現にしたがっていると記している。しかしながら、子どもの権利宣言原則2は「子どもは、特別の保護を受け、かつ、健全かつ正常な方法で、ならびに自由および尊厳という条件のもとで、身体的、知的、道徳的、精神的および社会的に発達することができるための機会および便宜を、法律およびその他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するにあたっては、子どもの最善の利益が最優先で考慮されなければならない」⁽³³⁾と規定しており、必ずしもここでの規定の説明にはそぐわないように思われる。ここで原則2を引用するよりは、「子どもは、この宣言に掲げるすべての権利を享有するものとする。すべての子どもは、いかなる例外もなく、自己または家族のいずれを問わず、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生またはその他の地位を理由に差別されることなく、これらの権利を有するものとする」⁽³⁴⁾と規定する原則1を引用するほうが素直である⁽³⁵⁾。

第2に規則2.2は、本規則で用いられる「少年」「犯罪」「少年犯罪者」の定義を定めたものである。注釈からも明らかにされているように、「少年」および「犯罪」は本最低基準規則の主要な主体である「少年犯罪者」という観念の構成要素である。そして年齢の制限は各加盟国の経済的、社会的、政治的、文化的および法的な制度を十分に尊重してそれぞれの法制度にまかされることになっており、それによって7歳から18歳あるいはそれ以上の年齢という広範な多様性がもたらされることになっている。わが国の場合、「少年」とは20歳未満の者をさすことになるであろうし、「犯罪」とは刑法上のそれをさすことになるであろう。問題となるのは、「少

年犯罪者」にわが国の少年法3条にいう犯罪少年、触法少年および虞犯少年が含まれるか否かであるが、(c)号が犯罪を犯したとして申し立てられ、または認定された少年を少年犯罪者と定義していることからすれば、そもそも刑事未成年である触法少年、刑法上の犯罪行為を行っていない虞犯少年はそれぞれこの定義からは外されることになるであろうが、犯罪少年については家庭裁判所に対して犯罪を犯したと「申し立て」られたと解されるので、この定義にあてはまることになろう。したがって、少なくとも本規則中、主語が少年犯罪者に限定されている規則の直接適用は触法少年および虞犯少年に限ってはできないと理解すべきである。これらについては規則3による適用拡大が図られることになる⁽³⁶⁾。

ところでこの年齢の範囲に関しては、「少年犯罪者」という文言にわが国の触法少年をも包含する「児童 (child)」という文言が加えられたのは kongress 後、国連総会での採択の間までであると指摘されている⁽³⁷⁾。しかしながらこれについては若干の疑問がある。なぜなら、本規定の骨子がつくられた国際専門家会議草案以来ずっと、「少年は子ども又は若者である (juvenile is a child or young person)」と定義されており、「少年犯罪者は……した少年である (a juvenile offender is a juvenile who)」とされてきたからである。kongress で最終的に採択された時点では、ただ単に、「a juvenile who」を最終正文のように「a child or young person」と言い換えることを怠っていただけにすぎないように推測できる。「a juvenile who」の部分が「a youth who」とでも規定してあったのなら、「child」を省いていたと言えるかもしれないが、そうではないとすると単純な言い換えミス of 公算が強いように思われる。

いずれにしても、本項では、各国における刑事責任年齢や手続の相違を超越した形で、本規則が適用される「少年犯罪者 (juvenile offender)」を定義したのである。

第3に規則2.3は、本最低基準規則が法律上、実務上最善に実施されるための特別の国内法の必要性を指摘している。さらにまた少年のニーズおよび社会のニーズに応じた制度および機関が創設されなければならないことが規定されている。しかしこれについては、国連事務局非公式案以来「社会のニーズの考慮」に関する規定はなく、「少年の年齢に応じたニーズ」を考慮すべきことだけが規定されてきた。おそらくここでも、規則1.4の後段および規則1.5同様に、国益を優先する国の意見との妥協の産物として追加されたものであろう。だが、「ニーズ」という文言は曖昧かつ多様な内容を含む文言であり、「社会のニーズ」が「国益→社会防衛」のみを意味するものではないことは言うまでもないように思われる。規則1の解説で触れたような「包括的社会正義の実現」=「社会のニーズの考慮」という図式が可能であるならば、ここでの社会のニーズとは、「非行に陥ったり、犯罪の被害にあったり、搾取および虐待されたりして、健全な成長が阻害されている少年を福祉的観点から保護することによって社会正義を実現すること」と解することが可能になろう。

(3) わが国における問題点

ここでは、概ね以下の2点が指摘できよう。

まず第1に、女子少年および外国人少年に対する差別的取扱いについてである。

北京ルールズは、後述する規則3の解説でも指摘するとおり、わが国という虞犯少年にも基本的に適用される。しかし、規則適用の対象となるか否か、すなわち少年司法で扱われるか否かの段階で、女子少年が男子少年に比して虞犯少年として制度内に取り込まれやすいという差別的扱いが生じている。特に性非行という名の下に、女子少年に対してなされる補導は男子少年を大きく上回っている。というよりも、男子少年の場合にはそもそも性非行は問題とされないのである⁽³⁸⁾。これは処遇の段階に至っても

同じであり、女子少年院での処遇観は、大和撫子的な女性観をモットーとしている場合が多い⁽³⁹⁾。女子少年については、特に、本来少年司法で扱われるべきでない者が扱われているという現状、すなわち国家による過度の介入が行われている現状を改めることが急務とされる。

一方、外国人少年に対する差別的取扱いについては、通訳制度の不備が大きい。特に、審判段階では無料の通訳が保障されることが権利条約40条2項(b)－(vi)等でも規定されているのであるが、少年法31条は通訳人にかかる諸費用を少年または扶養義務者から徴収できると明言している⁽⁴⁰⁾。早急な法改正が必要とされる。また、処遇段階においても、通常、外国人の少年のために特別の通訳を用意することはなく、現実的には矯正職員が対応している。したがって、少数言語を話す少年などにとってはまったく言葉が通じない環境での施設生活を余儀なくされている。なお、捜査段階については、捜査一般の問題として取調べに弁護人や親が立ち会うことは許されていないし、もちろん、通訳が保障されることもない。

第2に、本規則の趣旨とは違った意味での社会のニーズを満たすことに努力しているということである。わが国では、厳罰化による社会の応報感情の緩和こそが社会のニーズを満たすことになると考える向きもあるが、北京ルールズが想定している社会のニーズというものは、規則1の解説および本規定の解説で示したように、少年を福祉的観点から保護することによって達成されるそれであった。したがって、「社会のニーズの充足」＝「応報感情の緩和あるいは社会防衛の達成」という単純な図式化は成り立たないように思われる。この点を踏まえた現状改革が急務とされる。

規則3 本規則の適用範囲の拡大

3. *Extension of the Rules*

3.1 本規則の中で特に関連ある規定は、少年犯罪者ばかりでなく、成人が犯しても処罰されないような特別の行為ゆえに手続がとられた少年に対しても適用されなければならない。

3.2 本規則に含まれる諸原則を、福祉及びケアの手続で扱われているすべての少年に及ぼす努力がなされなければならない。

3.3 本規則に含まれる諸原則を、若年成人の犯罪者に及ぼす努力がなされなければならない。

注釈

規則3は、少年司法に関する最低基準規則によってもたらされる保護を以下のこともカバーするように拡大している。

(a) さまざまな国の法制度において規定されている、いわゆる「ステイタス・オフENSE」。これによると、犯罪と見なされる行為が成人の場合よりも少年の場合が広い（例えば、怠学、学校や家庭での反抗、公共の場所での酩酊など）（規則3.1）；

(b) 少年の福祉及びケアに関する手続（規則3.2）；

(c) 若年の成人の犯罪者を扱う手続。もちろん年齢は各国の制限による（規則3.3）。

本規則をこれらの三つの領域をカバーするよう拡張することは正当であるように思われる。規則3.1はそれらの領域における最低限の保障を規定するし、規則3.2は、法に抵触するすべての少年に対するより公正、公平かつ人道的な司法にむけての望ましい一歩であると考えられている。

3.1 The relevant provisions of the Rules shall be applied not only to juvenile offenders but also to juveniles who may be proceeded against for any specific behaviour that would not be punishable if committed by an adult.

- 3.2 Efforts shall be made to extend the principles embodied in the Rules to all juveniles who are dealt with in welfare and care proceedings.
- 3.3 Efforts shall also be made to extend the principles embodied in the Rules to young adult offenders.

Commentary

Rule 3 extends the protection afforded by the Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice to cover :

- (a) The so-called “status offences” prescribed in various national legal systems where the range of behaviour considered to be an offence is wider for juveniles than it is for adults (for examples, truancy, school and family disobedience, public drunkenness, etc.) (rule 3.1) ;
- (b) Juvenile welfare and care proceedings (rule 3.2) ;
- (c) Proceedings dealing with young adult offenders, depending of course on each given age limit (rule 3.3).

The extension of the Rules to cover these three areas seems to be justified. Rule 3.1 provides minimum guarantees in those fields, and rule 3.2 is considered a desirable step in the direction of more fair, equitable and humane justice for all juveniles in conflict with the law.

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

現規則3.1から規則3.3は、国連事務局非公式案に若干の修正を施して採択した専門家会議草案に始まる。専門家会議草案では、それぞれ規則7.1 (a) (現3.1)、7.1(b) (現3.2)、7.2 (現3.3) に規定されていたが最終的には上記のような規定になった。

ところでたたき台となった国連事務局非公式案では、現規則3.1のよう
にいわゆるステイタス・オフENSEに保護的規定が適用されることが明らか
にされていた。もっともこのこと的前提として、ステイタス・オフENSE
を犯罪の概念に入れるか入れないかについては、シュプリングホルム草案

が否定的な立場を、アジ研草案が肯定的な立場を採っていたのが対照的である。シュプリングルム草案が規則2において「成人であって犯罪を構成しない行為は、少年であっても犯罪を構成しない。特に学校からの逃走、無断欠席、他者に実害を与えない風紀乱し、道徳的危険状態などの虞犯（pre-delinquency）は法律によって罰せられるべきではない」⁽⁴¹⁾としていたのに対し、アジ研草案は規則1において「少年非行の概念には社会的に不適応な少年が含まれる」⁽⁴²⁾としていたのである。

しかしこれは犯罪概念の問題であり、ここでの規定の射程は、規則の適用範囲の外延をどこまで及ぼすかにある。したがって、ステイタス・オフENSESを明確に否定または肯定する態度は示していないものと解するべきであろう。それらはあくまでも各国の法制度に委ねる趣旨である。

一方、残りの二つの規定については国連事務局によって独自に作成されたものと思われるが、これにはラトガーズ草案規則3において「本規則は、刑法に抵触すると否とに拘らず特別の保護を必要とする青少年に適用される」⁽⁴³⁾とされる内容が関連していると推測される。

(2) 本規則の内容

規則3.1の内容を正確につかむには議論を二つにわけて考えなければならないように思われる。先ず第1に、少年犯罪の概念にステイタス・オフENSESが含まれるのか含まれないのかということ、第2に、本規則の外延はどこまで及ぶのかということである。

第1の問題については、本項において間接的にステイタス・オフENSESを肯認していることを読み取ることも可能であろう。そして本項は規則の適用範囲について、それがステイタス・オフENSESにまで及ぼされるとしていると見ることができる。しかし、概念の問題についての規則2.2は、「少年犯罪者」の概念にステイタス・オフENSESを行った者が含まれるかどうかは直接的には明示していない。先にも触れたとおり、結局これは各

国の法制度の相違にまかせる趣旨であり、本項は、ステイタス・オフENSEの規定を持つ国では、本規則がそれらへも適用されるべきであるということのみを示していると解釈すべきであろう。その意味で1990年のリヤドガイドラインズが指針56で「青少年に対する無用な烙印、犠牲および犯罪化を避けるため、成人が行っても犯罪にならず、あるいは処罰されない行為は、青少年が行っても、犯罪とせず処罰しないことを確実にするための法律が制定されるべきである」⁽⁴⁴⁾と規定して、ステイタス・オフENSEを明確に否定したことは異なる。また、1989年の権利条約についても本規則同様に態度を明らかにしていないと見るべきであろう。

なお、1992年に差別防止および少数者保護小委員会に提出された報告書ではステイタス・オフENSEについて若干触れているが、報告を行った諸国においては、エクアドルを除いてステイタス・オフENSEに関する規定を持たなかった⁽⁴⁵⁾。エクアドルにおいてステイタス・オフENSEは、「犯罪ではないが反社会的行為であり、それゆえ少年のリハビリテーションのために国による介入が必要なあらゆる行為である」と少年法で規定されていて、刑罰的なものではなく、予防的矯正的な措置が執られるとされている。なおベネズエラの未成年者保護法は「未成年者はその成長期間を通じて保護される」と規定しているが、これがステイタス・オフENSEを包含するものであるかは判然としない。いずれにしても、1992年の報告書に登場してくる10ヶ国のうち、ステイタス・オフENSEを肯定するものはわずか1ヶ国であり、その他はステイタス・オフENSEを否定したりヤドガイドラインズ指針56を満足している。

もっとも現在は、ステイタス・オフENSEとして一般的に肯定あるいは否定を論じるよりも、ある行為が国際基準の規定に抵触するか否かを個別具体的に判断することで、それがステイタス・オフENSEとされるべきかを判断する方が建設的であるとする見方もある⁽⁴⁶⁾。

第2の問題については、ステイタス・オフENSESについても本規則の「関連ある規定 (relevant provisions)」が適用されなければならないとされている。ここでいう「関連ある規定」とは、草案の段階を見る限りでは、「人権の保障および保護に関する本規則の関連規定 (the relevant provisions of the present Rules touching on the guarantee and protection of human rights)」とされている。特にその後の反対意見等が筆者の知る限り見受けられないので、おそらく「関連ある規定」とは上記の内容を指していると思われる。したがって、「犯罪」および「少年犯罪者」に関する定義規定（規則2.2(b)、2.2(c)）および原則として主語が「少年犯罪者」に限定されている規定を除くすべての規定は各法制度がステイタス・オフENSESを自国の法制度に置く限り、それらにも及ぼされなければならないということになろう。ステイタス・オフENSESだからといって人権制約的な扱いを受けることのないように配慮した規定である。

また、規則3.2および規則3.3も、同様に、それぞれ福祉手続上で扱われる少年、若年成人犯罪者に上記同様の保護が与えられる努力がなされなければならないとしている。しかしこれらについては、規則3.1とは異なり、「関連ある規定」ではなくて「本規則に含まれる諸原則 (the principles embodied in the Rules)」とされているし、また「適用されなければならない (shall be applied)」ではなくて「及ぼす努力がなされなければならない (Efforts shall be made to extend)」とされている。これについてはアジア専門家会議での議論の状況およびそこで採択された草案の体裁からその意味が推測できる⁽⁴⁷⁾。すなわち、当初、現規則3.1および規則3.2は同一文中に収められ、ともに「(違反行為) に対して手続がとられる (be proceeded against)」とされていた。しかし、福祉法上扱われる少年は刑罰に触れるなどの違法行為を行ったわけではないのであるから、単に「扱われる (be dealt with)」にしなければならないとの意見が出され、a 項

とb項に分けられたという経緯がある（もっともここではまだ両方とも「適用されなければならない」とされていた）。このことから推測すると、少年に対する純粋な福祉法上の対応に関するb項は、さらに少年司法の射程から外されて、少年司法運営に関する手続からは分離される方向での議論で収束したのではないかと考えられる。そして最終的に、少年司法固有の本規則の関連規定そのものではなくて「本規則に含まれる諸原理」が、任意的努力によって達成されなければならないとされたのである（また、若年成人については当初から独立の規定で現在と同じ規定がおかれていた）。

もっとも、人権の保障および保護に関する本規則の関連規定と本規則に含まれる諸原理が実質的にそれほど違う内容を指しているものとは思われない。表現の相違は、本規則を福祉手続および刑事手続に直接適用することに伴って生じる困難を避けようという趣旨にでたものではないかと思われる。

(3) わが国における問題点

北京ルールズを遵守すべきであるということがわが国の少年司法の実務において浸透していることを前提にするとしても、以下の3点において大きな問題点を抱えていることを指摘しなければならない。

まず第1に、わが国では、ステイタス・オフENSEに該当する概念として虞犯があり、虞犯少年は基本的に司法手続によって処理されている⁽⁴⁸⁾。しかし、一部の法務省関係者は、規則2.2にある「少年犯罪者」は少年刑事司法によって扱われるものであるとあえて限定的に捉え、北京ルールズが虞犯も含めた少年司法に適用されるかどうかは必ずしも明確にしていなかった⁽⁴⁹⁾。これについては、「少年犯罪者」という文言がわが国で言う「犯罪少年」（少年法第3条第1項第1号）を含むことは、規則2の解説で触れたとおりである。本規則ではそれがさらに、「虞犯少年」（少年法第

3条第1項第3号）にまで及ぼされなければならないことが述べられている。少年司法に携わるすべての者がこのことを確認する必要がある。また、もしこの認識を欠く中で、法務省矯正局職員用の教育文書として『矯正関係国際準則集』（1993年）が配布されているとするならば、その意義を法務省内部において再度周知徹底する必要もあろう。

第2に、「触法少年」（少年法第3条第1項第2号）は、原則として児童福祉法によって扱われることになっている。すなわち、少年法の定める家庭裁判所の審判手続にはのせられずに行政手続によって処理されることになる。そこには、北京ルールズが想定するような司法に関する諸原理の多くが存在していない。本規則はそのような場合に、少年が無保護状態に陥ることのないように配慮した規定である。触法少年を扱うわが国の現状は、少年の権利保障をはじめとする北京ルールズの諸原則を全うする形で改められる必要がある。

第3に、若年成人（20歳以上の青年）の場合、わが国では通常の成人の刑事手続が適用されるだけである。しかしながら、多くの若年成人犯罪者については、その精神発達上、少年犯罪者同様に福祉的対応による保護の必要性が高いことは否定できない。この点に全く配慮せず、形式的に20歳を少年と成人の分水嶺として、それぞれの対応を截然と区別するわが国の現状は本規則の趣旨に照らして再考されるべきであろう。少なくとも、犯行時年齢が少年である場合には、少年法51条等がそうであるように、成人した場合であっても、少年法の趣旨が活かされる対応をとることができるように法改正する必要があるものと思われる。

規則4 刑事責任年齢

4. *Age of criminal responsibility*

4.1 少年のための刑事責任年齢という概念を認めている法制度においては、情緒的、精神的及び知的成熟度の事情を考慮して、その年齢の開始をあまりにも低い年齢水準に定めてはならない。

注釈

刑事責任の下限年齢は、歴史及び文化によって大いに異なる。現代的なアプローチは、子どもが刑事責任の道徳的、心理的要件に従って行動できるかどうかを考察しようとするものであろう。すなわち、その子ども自身の認識力及び理解力を理由として、本質的に反社会的な行動の責任を問うことができるかどうかということである。仮に、刑事責任年齢があまりにも低く設定されたり、あるいは全く定められなかったりすれば、責任の観念は意味のないものになってしまうだろう。一般に、非行行為あるいは犯罪行為に対する責任の観念とそれ以外の社会的権利及び責任（例えば、婚姻年齢、民事上の成人年齢など）の間には密接な関連がある。

それゆえに、国際的に適用可能である合理的な最低年齢の合意のために努力が払われなければならない。

4.1 In those legal systems recognizing the concept of the age of criminal responsibility for juveniles, the beginning of that age shall not be fixed at too low an age level, bearing in mind the facts of emotional, mental and intellectual maturity.

Commentary

The minimum age of criminal responsibility differs widely owing to history and culture. The modern approach would be to consider whether a child can live up to the moral and psychological components of criminal responsibility ; that is, whether a child, by virtue of her or his individual discernment and understanding, can be held responsible for essentially anti-social behaviour. If the age of criminal responsibility is fixed too low or if there is no lower age limit at all, the notion of responsibility

would become meaningless. In general, there is a close relationship between the notion of responsibility for delinquent or criminal behaviour and other social rights and responsibilities (such as marital status, civil majority, etc.).

Efforts should therefore be made to agree on a reasonable lowest age limit that is applicable internationally.

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

本規定は直接的にはシュプリングホルム草案規則1に由来する。そこでは、「刑事責任年齢はあまりにも低い年齢に設定されるべきではない。12歳から14歳という年齢が国際的に広く受け入れられている年齢であり、さらに低い年齢は、刑事責任の法的、社会的含意にほとんど適合しないように思われる」⁽⁵⁰⁾と規定されている。これとほぼかわらない規定をしたと思われる国連事務局非公式案が、結局、アジア研専門家会議で修正されて、12歳から14歳という明示的な文言が削られ、各国の文化的、社会的、地理的、法的要因等が考慮される規定となったのである。もっともあまり低い年齢では刑事責任年齢を設ける意味がないとされたようである。それは当時、「青少年の権利及び責任に関する宣言」が1985年の国際青年年における採択に向けて作成中であり、権利とともに義務を果たせる年齢を問題にしていたからであると同草案注釈において説明されている⁽⁵¹⁾。いずれにしてもこの規定は、当該会議以来ほとんど修正が加えられない。

(2) 本規則の内容

国際的基準として刑事責任年齢自体が設定されるべきことは、すでに第6回コンGRESSにおいて問題とされている。そこでは、少年司法が福祉を目的とする限り設定は必要ないとする意見と幼い子どもが苛酷かつ峻厳なる刑罰を受けていることに対する抑制原理として必要ではないかという意見がだされている⁽⁵²⁾。

本規定に関する説明はその注釈において一応尽くされているように思われるので、ここでは刑事責任年齢の概念及び本項を受けての各国の状況について若干説明しておくだけにとどめよう。

ここでは刑事責任年齢 (Age of Criminal Responsibility) という文言が用いられているので、刑事責任を問い得る実体法上の年齢という意味で理解するのが素直である。しかしながら、国連の会議等では「刑事責任年齢」=「刑事訴追可能年齢」、すなわち、成人同様の刑事手続にのせることが可能な手続法上の年齢とする考え方も見受けられ⁽⁵³⁾、その概念は一樣ではない。この点はおくとしても、以下の各国の報告は参考になろう。

先ず第1に1988年の報告書では、アルゼンチン、中国、キューバが次のような情報を寄せている⁽⁵⁴⁾。アルゼンチンにおいてはこの報告書が提出された当時少年司法制度の改革中であり、訴追されない未成年年齢が16歳にまで引き上げられ、また16歳から18歳までは重大犯罪を犯したとしても刑事制裁を受けないことがあるという制度に改められている。中国においては、刑事責任年齢は16歳に固定されているが、重大な犯罪の場合は14歳でも訴追可能としている。また14歳から18歳は一般に軽い制裁を受けるようにされており、16歳未満で処罰されない場合には、親へのしつけ命令がだされるか、あるいは必要な場合には保護施設に収容されることになっている。最後にキューバでは、16歳未満の少年は通常の裁判所で扱うことはできず、法律に基づいてケアを中心とした扱いを受けることになっている。

次に1990年の報告書では、アルゼンチンの法改正が終了したことが報告されるとともに、キューバの刑法一部改正によって20歳未満の者への死刑が禁止されるようになったことなどが報告されている⁽⁵⁵⁾。もちろん刑事責任年齢等についても、コロンビア、日本、ヨルダン、ナイジェリア等の国々が以下のような情報を寄せている⁽⁵⁶⁾。コロンビアは、新少年法によ

って刑事責任年齢が16歳から18歳に引き上げられている。そして日本については、周知のとおり、刑事責任年齢が14歳以上、刑事訴追が可能な年齢が16歳以上、そして18歳未満には死刑は科されないということが説明されている。またヨルダンでは、法律上の少年は7歳から18歳までであり、死刑も重労働も禁止されている。最後にナイジェリアは17歳未満の者に刑事制裁を科すことを新しい法律によって禁止しているが、実際には1878年の古い法律によって7歳から12歳までが相対的刑事責任年齢として処理されている。

そして1992年の報告書では加盟各国によって次のような情報が寄せられている⁽⁵⁷⁾。先ずベルギー、ベネズエラ、ブラジルの各政府から得られた情報によると、これらの国の刑事責任年齢は18歳である。また、この年齢が成人と同様の裁判にかけることのできる年齢でもあると報告されている。しかしながら、ベルギーは、少年裁判所によって少年非行者に付される教育的措置では不十分であると考えられる場合は、16歳から刑事手続にしたがって成人同様に処罰することができるようになっている。ベネズエラの未成年者保護法（Minors' Protection Act）によれば、少年裁判所判事は少年が18歳に達したとしても同裁判所で扱い、教育的措置が執れるようになっている。またブラジルでは、12歳から18歳までの未成年者が犯罪を犯した場合、少年法（Statut de l'Enfant）によって社会教育的措置ができるようになっている。次にカナダでの刑事責任年齢は12歳である。しかしながら、犯罪が重大で、かつ少年の性格からして非刑罰的措置が適切でない場合には、14歳から成人と同様の裁判にかけることができるようになっている。そしてこのことを決定するのは青少年裁判所であり、通常の刑事裁判所に移送される。もっともこの決定は上級裁判所の審査にさらされることになっている。エクアドルでは18歳が刑事責任年齢とされ、この年齢から成人同様の裁判を受けることになっている。18歳未満の者には少

年法が適用され、道徳的、社会的、生物学的要因が何よりも優先的に考慮され、非刑罰的な扱いを受けることになっている。少年の犯罪はいかに重大な犯罪であっても「少年犯罪」とされ、少年裁判所で扱われる。イタリアにおける刑事責任年齢は14歳であるが、成人年齢である18歳に達するまでは成人同様の裁判にかけることはできないようになっている。14歳未満の者が、青少年裁判所によって「社会的に危険である」と認定された場合、「保安処分」としてリハビリテーションセンターに収容されるかプロベーションに付されることになっている。オランダにおいては少年である12歳から16歳までの者は刑法違反で訴追することが可能であるが、基本的に少年非行にのみ適用される手続きと措置が執られることになっている。16歳から18歳までの少年には原則として少年司法が適用されるが犯罪が重大で少年の性格にも問題がある場合には成人同様の裁判を受けることがある。また18歳から21歳までの者には原則として成人の刑事手続きが適用されるが、犯罪の性質および犯罪者の性質によっては少年司法制度で扱われることがある。12歳未満の者は犯罪を犯したとしても訴追されることはない。ポルトガルでは刑事責任年齢は16歳であり、成人と同様に訴追できる年齢は21歳である。16歳未満の少年非行者については保護的かつ教育的な措置が執れるようになっている。このような措置はまた、16歳から18歳の少年非行者についても執れるようになっているが、その際には、犯罪の重大性すなわち懲役2年以下の法定刑が予定される犯罪であるかどうかということおよび少年の性格が考慮される。ルワンダでは、刑事責任年齢は14歳と1日であるとされているが、18歳に至るまでは成人同様に訴追されることはない。そして最後に、スイスにおいては7歳未満は刑事責任を有しないとされている。そして法律によって7歳以上15歳未満のグループと15歳以上18歳未満のグループ（青年期）に区別されている。両グループともに相対的責任能力を有するとされている。

最後に1995年の報告書では、キプロス、ギニアなどの諸国が次のような情報を寄せている⁽⁵⁸⁾。キプロスでは、7歳未満の者は刑事未成年、7歳以上12歳未満が相対的刑事責任年齢とされており、さらには12歳未満の男子少年は性交不能であるとみなされている。また、少年犯罪者法（Juvenile Offenders Law）によれば、16歳未満の少年を少年裁判所の特別の手続で扱っている。ギニアでは、刑法（58条乃至62条）で3つの年齢区分が設けられている。第1に、13歳未満の少年は、刑事未成年であり刑事訴追されることはない。基本的に非公開の判事室で審判を受けて処分を言渡される。監督付きで家に帰される場合もあれば、慈善施設または矯正施設に收容される場合もある。第2に、13歳以上18歳未満の少年で刑務所收容に相当する犯罪を犯した者は矯正裁判所で裁判を受ける。そして適正な認識を持たずに当該犯罪を行った場合には、最大限21歳まで矯正施設に收容される可能性がある。一方、適正な認識を持って当該犯罪を行った場合には、成人に科される刑期の半分が科されることになる。第3に、13歳以上16歳未満の少年で死刑相当犯罪などの重罪を行った者は、最大限10年の刑務所收容が科されることになっている。

以上が刑事責任年齢および成人と区別された手続きで扱われる年齢等に関する各国の動向であるが、これらを見るかぎり、本規則4において刑事責任年齢があまり低く設定されてはならないとする基準がほぼ守られているようである。そしてここで取り上げた他国の状況と比較した場合、わが国の刑事責任年齢が決して高いものではないことがわかる。また、中には、刑事責任年齢と刑事手続の年齢をリンクさせ、「およそ少年」については刑事制裁を科さないと考えられる法制度をとっている国もあり、わが国の法制度を再考するうえで参考になるように思われる。

(3) わが国における問題点

わが国の実質的刑事責任年齢は、言うまでもなく満16歳である。少年の

情緒的、精神的、知的成熟度を考えると、この年齢設定は「あまりに低い」とは言えないであろう。また、各国の法制度の状況と比較してみても、特段に高い年齢設定とも言えない。しかしながら、上記で紹介したように、「およそ少年」を刑事手続以外の手続で扱うとする国も存在しており、少年およびその家族に対する福祉を中心とすべきである北京ルールズの立場からすれば、わが国においても少年を刑事手続から完全に解放する方向性を考えることも行われてしかるべきであろう。

また、確かに刑罰が科され得るのは満16歳以上の少年に限られるものの、捜査段階においては、形式的刑事責任年齢である満14歳以上満16歳未満の少年と言えども、刑罰を前提とした身柄拘束（勾留）や取調べ（親や弁護人の立ち会いなどは原則として認められていない）が行われている。その意味では、刑事司法全体における少年の刑事責任年齢はやはり満14歳とされているとあってよい。もっとも、本来形式的にも刑事責任を負うことはない満14歳未満の触法少年についても、警察での長時間の事情聴取によって事実上の身柄拘束が行われており⁽⁵⁹⁾、実際にはさらに低い年齢での刑事責任の観念が捜査機関では通用しているのかもしれない。

さらには、少年によって行われた凶悪とされる一部の事件を契機として、刑事訴追可能（実質的刑事責任）年齢を形式的刑事責任年齢に一致させるべきであるとの、現役法務大臣の意見が述べられ、現在検討に入っていることが伝えられている⁽⁶⁰⁾。これは、一般に非行・犯罪に対する責任という観念とそれ以外の社会的な権利、責任（婚姻年齢、民事裁判など）との間には密接な関係があるがゆえに、刑事責任年齢をあまり低い年齢に定めるべきではないとする本規定の趣旨に逆行するものである。むしろ、社会的な責任を負うことができるとされる成人年齢（あるいは現行の差別的扱いをなくして18歳に統一した婚姻可能年齢）に近づける形での実質的刑事責任年齢の確立こそが求められていると解すべきであろう。

規則5 少年司法の目的

5. *Aims of juvenile Justice*

5.1 少年司法制度は、少年の福祉を重要視しなければならない、かつ、少年の犯罪者に対するあらゆる反作用が、常に犯罪者及び犯罪双方の事情に比例することを確保しなければならない。

注釈

規則5は少年司法の最も重要な2つの目的に言及している。第1の目的は少年の福祉の増進である。このことは、少年の犯罪者が家庭裁判所あるいは行政機関において扱われる法制度においては主要な焦点になっているが、少年の福祉はまた刑事裁判所モデルを採用する法制度においても強調されるべきであり、それでこそ単なる懲罰的制裁を回避することに貢献するのである。（規則14も参照。）

第2の目的は「均衡原理」である。この原理は懲罰的制裁を抑制するための手段としてよく知られており、多くは犯罪の重大性に関連した相応な罰の文言で表現されている。青少年の犯罪者への対応は、犯罪の重大性ばかりでなく個人的諸事情の考慮に基づくものでなければならない。犯罪者の個人的諸事情（例えば、社会的立場、家族の状況、犯罪あるいはその他の要因から生じたもので個人的諸事情に影響を与える害悪）は（例えば、犯罪者が被害者に償おうと努力していること、あるいは健全で有益な生活を送ろうと努力していることなどを考慮することによって）反作用の均衡性に影響を与えなければならない。

同様に、青少年の犯罪者の福祉の確保を目的とする反作用が必要性の程度を越え、青少年個人の基本的権利を侵害することがあるということは、若干の少年司法制度において見受けられることである。ここにおいて、ま

た、犯罪者、被害者を含めた犯罪、その双方の事情に反作用が均衡することが保障されなければならない。

要するに、規則5は、少年の非行及び犯罪のあらゆる場合にまさに公正そのものの反作用を要求しているのである。本規則と一体の問題として、以下のことが、双方の点の発展を刺激して手助けするであろう。すなわち、新しく革新的な反作用の類型が、少年に対する公的な社会統制の網の不当な拡大に対する警戒と同様に望まれるのである。

- 5.1 The juvenile justice system shall emphasize the well-being of the juvenile and shall ensure that any reaction to juvenile offenders shall always be in proportion to the circumstances of both the offenders and the offence.

Commentary

Rule 5 refers to two of the most important objectives of juvenile justice. The first objective is the promotion of the well-being of the juvenile. This is the main focus of those legal systems in which juvenile offenders are dealt with by family courts or administrative authorities, but the well-being of the juvenile should also be emphasized in legal systems that follow the criminal court model, thus contributing to the avoidance of merely punitive sanctions. (See also rule 14.)

The second objective is “the principle of proportionality”. This principle is well-known as an instrument for curbing punitive sanctions, mostly expressed in terms of just desert in relation to the gravity of the offence. The response to young offenders should be based on the consideration not only of the gravity of the offence but also of personal circumstances. The individual circumstances of the offender (for example social status, family situation, the harm caused by the offence or⁽⁶¹⁾ other factors affecting personal circumstances) should influence the proportionality of the reaction (for example by having regard to the offender’s endeavour to indemnify the victim or to her or his willingness to turn to a wholesome and useful life).

By the same token, reactions aiming to ensure the welfare of the young offender may go beyond necessity and therefore infringe upon the fundamental rights of the young individual, as has been observed in some juvenile justice systems. Here, too,

the proportionality of the reaction to the circumstances of both the offender and the offence, including the victim, should be safeguarded.

In essence, rule 5 calls for no less and no more than a fair reaction in any given case of juvenile delinquency and crime. The issues combined in the rule may help to stimulate development in both regards : new and innovative types of reactions are as desirable as precautions against any undue widening of the net of formal social control over juveniles.

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

少年司法の目的それ自体を初めて規定したのはシュプリングホルム草案規則3である。当該規定においては「少年非行に対して社会がなす対応の至上の目的は、援助とリハビリテーションである。したがって可能な対応は、刑法において成人になされるものより大きな多様性を持っているが、少年非行に対する対応が不均衡でないことが常に保障されなければならない」⁽⁶²⁾と規定されている。これが国連事務局非公式案に再規定され、アジア研専門家会議で「少年に対して」の後に「単に刑罰的制裁を加えるのではなく」との文言を追加して採択された。また後半の均衡原理に関する部分も、同様に国連事務局非公式案に再規定され、アジア研専門家会議でほぼ修正なく採択された。そしてその後、主として文言上の若干の修正を経て、現規定のような体裁に落ち着いている。

(2) 本規則の内容

規則5はその注釈からも明らかのように、少年司法の最も重要な2つの目的に言及している。

先ず第1の目的は少年の福祉の増進である。現規定では「少年の福祉を重要視する」と規定されているが、先にも触れたとおり、これはもともと「援助とリハビリテーション」を至上の目的とすると表現されていた。し

かしながら、これだけでは刑罰による援助とリハビリテーションとの区別がつかないということで、「刑事的制裁を加えるのでなく」という文言が追加された。またここで同時に、「至上の目的」という文言が単に「重要視する」という表現に変えられている。これによって刑事制裁をまったく排除する趣旨ではない表現になった。そして1984年国連事務局草案以後に、回りくどい表現ではなく「福祉を重要視する」との表現に変えられた。

もっともここで強調されるのが少年への福祉であることには変わりはなく、これは規則1の諸規定との関係からも明らかである。ただここでは、確認的に、少年司法における刑事裁判モデルを採用する法制度においても少年福祉が強調されるべきことを規定している。これによって、北京ルールが想定する国による少年への介入の順序は、規則1および後掲規則11、23、24、25等との関係で捉えると、「不介入の段階→親への福祉上の援助の段階→子どもへの福祉上の援助の段階→福祉を再優先する少年司法による介入段階→福祉を重視する刑事司法による介入段階」とすることができるであろう。

次に、第2の目的は「均衡原理 (the principle of proportionality)」である。注釈において説明されているとおり、この原理は懲罰的制裁を抑制するための手段、すなわち「ジャスト・ディザート (相応な罰)」の文言でよく知られている。しかし、もともとシュプリンゴルム草案における均衡原理が非行事実との均衡性を第一に保つという意味でのジャスト・ディザートの考え方に立っていたわけではなく、少年を取り巻く諸々の状況を総合勘案して判断すべきであるとしていることは明らかである。ここで強調されていることは、社会的立場、家族の状況、犯罪者が健全で有益な生活を送ろうと努力していることなどの事情は、犯罪事実のみに公正に対応するという意味でのジャスト・ディザートの考え方を打ち破るということ

である。すなわち、ここで述べられていることは、わが国の少年司法でいう「要保護性」に応じた反作用が選択されなければならないということである。「犯罪の事情」＝「非行事実」（要保護性判断の一要件である「保護相当性」判断の材料となる）と「犯罪者の事情」＝「少年の人格」（要保護性判断の要件たる「累非行性」および「矯正可能性」の判断材料となる）の積に応じたものがまさに公正な反作用ということになる⁽⁶³⁾。

(3) わが国における問題点

概ね以下の2点が指摘できよう。

まず第1に、少年の福祉の増進についてである。わが国の少年司法における福祉的機能は既に規則1の解説で触れたとおり、現在、衰退しつつある。これはまさに北京ルールズの主要目的に反することである。司法機能を強調する傾向にある実務および理論の現状を国際人権基準から再検討する必要があるものと思われる（この点について詳しくは規則1の解説を参照されたい）。

第2に、非行を行った少年に対する処分（反作用）において、ここでいう均衡原理が達成されていないという点である。社会の耳目を集めた重大犯罪事件などに特徴的であるように、現在の少年審判では、犯罪の軽重によって処分の軽重が決められる傾向が強いように思われる。上記で説明したように、均衡原理とはまさにわが国の少年審判における要保護性判断の中核原理である。この原理を回復し、非行事実の軽重に引きずられない反作用が確保されるようにすべきであろう。

規則6 裁量の範囲

6. *Scope of discretion*

6.1 少年の多様な個別的ニーズ及び利用可能な手段の多様性ゆえに、捜

査、訴追、審判及び処遇の続行を含む手続のあらゆる局面及び少年司法運営の様々な段階において、適切な範囲の裁量が許されなければならない。

6.2 ただし、そのような裁量が行使されるすべての局面及び段階において、十分な責任を請け負う努力をしなければならない。

6.3 裁量を行行使する者は、慎重に、かつその役割及び付与された権限にしたがってそれを行行使するために、特別に資格を与えられるか又は訓練を受けた者でなければならない。

注釈

規則6.1、6.2及び6.3は、効果的で、公正かつ人道的な少年司法運営の重要ないくつかの特徴を合わせ持っている。すなわち、決定者がそれぞれの個別的事例に最も適切であると思われる行動をとることができるように、手続のあらゆる重要な段階で裁量権を行行使することを認めることの必要性、及び、裁量権のいかなる濫用をも抑制し、青少年の犯罪者の権利を保障するために抑制と均衡を供給することの必要性である。責任と専門性が広範な裁量に対する最も適切な抑制手段となる。したがってここでは、専門職の資格及び専門的訓練が、少年の犯罪者の問題についての慎重な裁量の行使を確保する有益な手段として強調されている。(規則1.6及び2.2も参照。) 裁量の行使に関する特別のガイドラインを作成すること、決定及び責任の精査を可能にするための再審査及び上訴などの制度の規定を設けることが、この文脈において強調されている。その仕組みはここでは特定されていないが、それは、全ての異なる司法制度をカバーすることができない国際最低基準規則にそのようなものを導入することが容易ではないからである。

6.1 In view of the varying special needs of juveniles as well as the variety of

measures available, appropriate scope for discretion shall be allowed at all stages of proceedings and at the different levels of juvenile justice administration, including investigation, prosecution, adjudication and the follow-up of dispositions.

- 6.2 Efforts shall be made, however, to ensure sufficient accountability at all stages and levels in the exercise of any such discretion.
- 6.3 Those who exercise discretion shall be specially qualified or trained to exercise it judiciously and in accordance with their functions and mandates.

Commentary

Rules 6.1, 6.2 and 6.3 combine several important features of effective, fair and humane juvenile justice administration : the need to permit the exercise of discretionary power at all significant levels of processing so that those who make determinations can take the actions deemed to be most appropriate in each individual case ; and the need to provide checks and balances in order to curb any abuses of discretionary power and to safeguard the rights of the young offender. Accountability and professionalism are instruments best apt to curb broad discretion. Thus, professional qualifications and expert training are emphasized here as a valuable means of ensuring the judicious exercise of discretion in matters of juvenile offenders. (See also rules 1.6 and 2.2⁽⁶⁴⁾) The formulation of specific guidelines on the exercise of discretion and the provision of systems of review, appeal and the like in order to permit scrutiny of decisions and accountability are emphasized in this context. Such mechanisms are not specified here, as they do not easily lend themselves to incorporation into international standard minimum rules, which cannot possibly cover all differences in justice systems.

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

本規定はそもそもシュプリングホルム草案規則4に由来する。そこでは「少年非行に対する対応の多様性は、刑法における成人に対するそれよりも豊かなものであるべきである。少年司法運営における様々な場面（訴追、事実認定、処分の追跡調査）で、広範な裁量が行使されなければなら

ない。最善を期するために、裁量を行使するものはそれぞれの機能に応じた特に資格を有する者でなければならない。必要とされる専門化の目的のために、専門的教育、学術研究、現職教育およびその他の適切な手段が施されなければならない]⁽⁶⁵⁾と規定されている。そしてこれをほぼそのままの形で再規定した国連事務局非公式案がアジ研専門家会議で検討された。当該会議では出席者のうち日本の法務省関係者から、全件送致主義の建て前から日本では到底そのような広範な警察裁量は受け入れられない旨の主張がなされたが、これは、その2年前のアジ研草案規則4で「刑事手続の有害な影響に晒されることなくメインストーリーミングの過程を容易にするのと同時に、あらゆる永続的スティグマあるいは悪影響を避けるために、警察及び訴追機関には、法に巻き込まれた少年の事件を処理するあたって、選択的根拠に基づいてそれぞれの段階において広範な裁量が許されてよい]⁽⁶⁶⁾とっていたことと矛盾する。何故このような発言がなされたかは定かではないが、本規定は、少年司法運営のあらゆる段階での広範な裁量の行使、裁量権者の責任および専門性の要求を内容として2文で規定されることになったのである。そしてその後第7回 kongress で現在のような3つの規定になったのである。

なお専門家会議草案では最終文として「専門家教育、職業訓練及びその他の適当な方法が、その専門的能力を維持するために利用できなければならない]⁽⁶⁷⁾と規定していたが、これは1984年の地域間準備会議の後に、専門性の要求は別規定（現規則22）に一般的に規定されているとして削除されている。

(2) 本規則の内容

本規定の内容についての説明はその注釈に言い尽くされているように思われるので、ここでは、捜査に関する国連人権マニュアル⁽⁶⁸⁾の説明を紹介しておくことにしよう。

当該マニュアルは大きく3つの部分から構成されている。

まず第1に目的および基本原理について触れている。捜査段階においては少年の心情に配慮して接触することが重要であり、そのためには少年司法に関する国際人権基準を熟知する必要があるとしている。その上で、以下の諸原理を確認している。すなわち、少年に成人に保障される人権を同様に保障した上で、①最善の利益と年齢に応じたニーズを考慮して、その尊厳と価値を促進する方法で対応すること、②拷問やその他の残虐な扱いにさらさないこと、③身柄の拘束は最終手段としてのみ行い、その場合でも最も短い期間で終わらせるということ、④成人の被拘禁者と分離して収容するということ、⑤少年被拘禁者に家族の訪問と通信を許可するということ、⑥刑事責任年齢の下限を確立するということ、⑦非司法手続および施設収容に代わる措置を提供するということ、⑧プライバシーを尊重し、少年記録を完全に密封するということ、⑨有形力の行使はあらゆる手段が失敗した場合の極めて例外的な措置として行うということ、⑩武器を少年施設に持ち込まないということ、⑪規律によって少年の尊厳を尊重回復し、人権の尊重等についての理解を深めさせるということ、⑫少年理解のための特別の訓練を受けた上で少年に接するということ、⑬少年施設に対して事前告知なしに監督官による定期的訪問を行なうということ、および⑭逮捕、拘禁、移送、病気、傷害、死亡などの事実は両親に知らせるといこと等の諸原則が適用されるということである。

第2に捜査段階で特に重視されるべき国際人権基準について解説している。ここで説明されている文書は、北京ルールズ、リヤドガイドラインズ、少年保護規則、子どもの権利条約および非拘禁措置に関する最低基準規則（東京ルールズ）である。それぞれの内容についてはここでは紹介しないが、本章においては、すべての警察官がこれらの文書の内容を理解した上で最善の実務に従事すべきことを強調している。

そして最後に、すべての警察官および指揮監督官に対して、国際準則の遵守を達成するための実務上の行程をそれぞれ示している。警察官については、①少年犯罪者の効果的かつ人道的処遇とケアのための特別訓練に参加すること、②犯罪および被害防止のための子ども教育プログラムに参加すること、③パトロール区域の子どもと親を把握すること、④犯罪的危険のある場所に注意を促すこと、⑤就学時間中に子どもがいなくなった場合に調査して親および学校に知らせること、⑥被放任少年および遺棄少年について直ちに調査を開始すること、⑦ソーシャルワーカー等と定期的に子ども問題について話し合うこと、⑧重大な非行でない場合には子どもを両親のもとに戻すこと、⑨子どもに関する記録を密封保管すること、および⑩少年を扱うのにふさわしくない同僚については上司に報告することが重要であることが示されている。一方、指揮監督官については、①多様な非施設措置の開発利用を促進すること、②少年被拘禁者の記録を完全に秘密のままに保持すること、③少年被拘禁者が施設長または当局に直接不服を申し立てることのできる手続を確立すること、④犯罪防止のためのコミュニティプログラムの開発実施を援助すること、⑤少年犯罪者を扱う適切な人員をリクルートし専門的訓練を行うこと、⑥少年犯罪者処遇政策を定期的に見直すこと、⑦司法判断が必要な場合の迅速処理手続を確立すること、⑧少年司法、児童保護、医療機関および社会機関相互の緊密な協力体制を確立すること、⑨極貧、ホームレス等の悲惨な状況下にある子どもに定期的に注意を払う方策を開発すること、⑩特別の少年部局を設立して犯罪率、被害率等を注視すること、⑪少年記録の秘密保持命令を出すこと、および⑫少年を扱う職員を注意深く監督することが重要であることが示されている。

なお現在、処遇に関するマニュアルの開発も進められていることが伝えられている。

もっともこのようなガイドラインを作成するにあたっては、少年司法がマニュアル的なものにしたがって処理されることに親しまない個別的対応が要求される場面であるということは常に念頭においておかなければならないであろう⁽⁶⁹⁾。

（3）わが国における問題点

一様ではない少年非行および非行者の現状に対応するためには、各種の適切な裁量が確保されるべきことは必要不可欠である。その意味で各段階でのディヴァージョンは重要になってこよう（これについて詳しくは規則11の解説を参照されたい）。しかしながら、これらが意味をもつのは、規則6.3で示されたような裁量行使者の専門性が確保されてのことである。その点、わが国の実務を見てみると、警察・検察においては必ずしも少年問題について専門的知識と経験を有する者を配してはいない。家庭裁判所においても、1980年代以降、「少年事件処理要領モデル試案」を契機として、家庭裁判所の裁量を排した画一的処理が定着している⁽⁷⁰⁾。さらに処遇の段階においては、法務省矯正局の通達によって画一的な処理が行われ、現場の裁量によって少年のニーズに応じた対応はとりにくくなっている。いずれも専門性を十分に発揮できない現状を改める必要がある。

なお、国際人権基準からの専門的訓練についてみてみると、この点は極めて貧困であり、実際の実務の上では意識さえされていないといっても過言ではない。矯正職員用に、前記の『矯正関係国際準則集』が作成されている程度である。国連人権センターより出版されている国際人権基準に則った『警察官のためのマニュアル』⁽⁷¹⁾『審判前拘禁に関するマニュアル』⁽⁷²⁾等を用いて、捜査関係者、審判関係者、矯正関係者のための専門的研修教育が活性化される必要がある。

規則7 少年の権利

7. *Rights of juveniles*

7.1 無罪の推定、被疑事実の告知を受ける権利、黙秘する権利、弁護人依頼権、親または保護者を立会わせる権利、証人と対面し反対尋問をする権利、上級機関に不服を申し立てる権利などの基本的な手続的保障は、手続のすべての局面において保障されなければならない。

注釈

規則7.1は、公平かつ公正な裁判に本質的な要素を代表し、現存の人権文書において国際的に承認されている重要ないくつかの点を強調している。(規則14をも参照。)例えば、無罪の推定は、世界人権宣言第11条、市民的および政治的権利に関する国際規約第14条第2項にも見ることができる。

本最低基準規則の後掲規則14は少年事件の手続において重要な点を明記しているが、特に規則7.1は最も基本的な手続上の保障を概括的に確認している。

7.1 Basic procedural safeguards such as the presumption of innocence, the right to be notified of the charges, the right to remain silent, the right to counsel, the right to the presence of a parent or guardian, the right to confront and cross-examine witnesses and the right to appeal to a higher authority shall be guaranteed at all stages of proceedings.

Commentary

Rule 7.1 emphasizes some important points that represent essential elements for a fair and just trial and that are internationally recognized in existing human rights instruments. (See also rule 14.) The presumption of innocence, for instance, is also to be found in article 11 of the Universal Declaration of Human Rights and in article

14, paragraph 2, of the International Covenant of Civil and Political Rights.

Rule 14 seq. of these Standard Minimum Rules specify issues that are important for proceedings in juvenile cases, in particular, while rule 7.1 affirms the most basic procedural safeguards in a general way.

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

北京ルールズの総則に位置づけられる本規定は、そもそもアジ研草案規則15で審判段階の規定として「少年非行者の法律上および憲法上の権利を保障するために、弁護人依頼権、被疑事実の告知を受ける権利、証人と対面し尋問する権利、黙秘権および上訴する権利等の基本的手続上の権利が保障されなければならない。上記の権利は事件の始まりに告知されなければならない」⁽⁷³⁾とされていたものに由来する。とはいうものの、アジ研草案をも参考にしたと思われるシュプリングホルム草案では、少年の権利に関する規定はことさら特別かつ具体的に規定されるには至らず、規則11において、一般的に「公平な裁判と法の適正な手続の保障」という見出しで「少年犯罪者の事件が前記の規定で解決できない場合は、権限ある機関（裁判所または部局）によって、公平な裁判と法の適正な手続の原理に則って解決されなければならない。聴聞は、少年に自由な表現を許可し、少年の協力を喚起するような理解ある雰囲気で行わなければならない」⁽⁷⁴⁾と規定されていただけである。もっともその注釈においては、証人尋問権、弁護人依頼権、黙秘権、最終陳述権が含まれることが説明され、加えて「自由な表現の確保」という少年固有の権利の必要性が指摘されている。

しかし国連事務局非公式案ではアジ研草案の規定がほぼそのまま審判段階に位置づけられることになり、これを検討したアジ研専門家会議では「親または保護者の立ち会いを求める権利」が追加されて現在のような体裁に落ち着いたのである。そして本規定は四学会合同専門家会議以後、規

則の総則部分へと移されることになる。この理由についてはよくわからないが、1984年4月の専門家会議でのバシウニ教授の質問の結果なのかもしれない。すなわち、審判過程に少年の権利を規定するなら、現規定15の親、弁護士等の立ち会いを求める権利と統合されてもよいのではないかとする質問である⁽⁷⁵⁾。これについてシューラー・シュプリングホルム教授は明確な回答を示していないが、地域間準備会議の段階では既に総則部分に移されていることから判断すれば、上記の質問を受けての回答と推測できよう。

一方、この他少年の権利については、ラトガーズ草案規則5が、他の国連文書との統一的理解の中において「公平な裁判の原理およびデュー・プロセス、特に、弁護士依頼権、被疑事実の告知を受ける権利、証人と対面し反対尋問をする権利、黙秘権、上級機関へ訴える権利、親あるいは親代りの者へ告知せしめその立ち会いを確保する権利、恣意的な拘禁並びに非人道的および品位を汚す処遇あるいは刑罰に対する保護手段、並びにこれらの諸権利の告知を受ける権利」⁽⁷⁶⁾などが保障されるべきことを規定していたし、イラヌッド草案においても、「第6. 未成年者の審判」において、弁護士依頼権、黙秘権、上級の裁判所に訴える権利等が保障されている⁽⁷⁷⁾。

このように見ると少年の権利を保障することは全世界的なコンセンサスとされているようである。しかしながら、それらが少年に固有の権利を保障しようとしたものであるのか、それとも成人同様の権利を少年に保障しようとしたのかは、先のシュプリングホルム草案を除けば、必ずしも明確ではない。

(2) 本規則の内容

ここではまず、個別の権利条項を検討する前に、北京ルールズ全体の中で少年の権利に関する条項が持つ意味について確認しておく必要がある

う。その場合、少なくとも以下の2点を意識しなくてはならないように思われる。

1つは、これらの権利が「少年」の権利とされているという実質的意味である。本文に列挙された権利条項は、当該注釈を見る限り、市民的および政治的権利に関する国際規約の関連条項など、成人の刑事手続に関する権利条項を参照しているようである。しかしながら、北京ルールズの成立の過程から明らかなように、無罪の推定などは必ずしも成人の刑事手続において想定されるそれとは同一のものではなかったし、それは以下にみるとおりである。すなわち、ここで例示的に列挙されている権利は文言としては成人の刑事手続におけるそれらと同一であるものの、内実においては既存の刑事手続上の概念では捉えきれないものを内包していることを認識しなければならないということである。それは、構造が異なる多くの少年司法制度に対応すべく北京ルールズが最低基準規則であることのコロラリーでもある。

もう1つは、少年の権利に関する条項が総則規定内に位置づけられたという点である。もし無罪の推定を受ける権利などを少年審判の段階に限る趣旨であるならば、それらは成立の過程でそうであったように、審判の規定の中におさめられたであろう。しかし、あえて権利を一括して総則として括り出した意味は、これらの権利が、本文で述べられているように「手続のすべての局面で保障される」からにほかならない。捜査の段階はもちろんのこと、処遇の段階においても、黙秘をする権利や弁護人を依頼する権利は保障されなければならないと考えることも可能となってくる。さらにはここに列挙された権利はあくまでも例示的なものであり、その他少年に固有の「基本的な手続的保障」が新たに必要とされる場合もでてくるということである。

以下、規則7に列挙されたものについて順次検討する。

第1に「無罪の推定」についてである。アジ研草案においてもその他の草案においても「無罪の推定」に関する記述はない。1984年の国連事務局草案の権限ある機関に関する規定の注釈では、パレンス・パトリエとデュール・プロセスの対峙を回避するために「公平かつ公正な裁判」を使用すると明言されていたし、かつ少年の権利に関する規定では「無罪の推定」は除外されていた。しかしながら北京ルールズ最終正文においては、無罪の推定は、世界人権宣言第11条、市民的および政治的権利に関する国際規約第14条第2項にも見ることができるとして突如として現れてくる。もっとも、ここでいう無罪の推定はプライバシーの保護のコロラリーとしてでてくるという意味での、すなわち非行者というラベリングを回避するという実体的意味での無罪の推定であることが事務局草案の段階で明らかである⁽⁷⁸⁾。したがってここでは、手続法上の起訴状一本主義的なものを当然に導入しようという議論に結びつくものではないであろう。また北京ルールズでは、審判自体について当事者主義構造であるとか職権主義構造であるとかの態度を明確にしているわけではなく、ここに言う少年の権利が少年の片面的権利として位置づけられていることは疑いがないであろう。

第2に「被疑事実の告知を受ける権利」についてである。この権利は、言うまでもなく、少年が何について問題とされようとしているのかを理解し、自らが審判等の準備（防禦のための準備のみを指すものではない）を万全に行うことができるために保障されている。したがって、告知すべき義務を負う機関は、直ちに、被疑事実の内容と理由を詳細に、わかりやすい言葉で少年に直接知らせなければならない。なお、子どもの権利条約40条2項(b)－(II)は、適当な場合には親または法定保護者を通じて告知することも認めている。いずれにしても、ここでは弁護士や親の立ち会いが保障された理解しやすい雰囲気（少年が捜査機関が用いる言語を理解しない場合には無料の通訳が保障されるべきことは言うまでもない）での告知

が前提となる。

第3に「黙秘権」についてである。わが国の憲法も言うまでもなく、自己に不利益な供述を強要されない権利を被疑者にも、被告人にも認めており、これは少年に対してもかわるところはない。本規則はこれを国際人権基準としても確認したものである。もっとも、先に触れたとおり、この権利が総則規定におさめられ、少年の片面的権利として構成されていることからすれば、ひとえに捜査、審判の段階ばかりではなく、矯正施設内等での不利益処分決定などの段階にも適用されるものと解される。自らの意見を大人の前で一人では十分に表現できず、かつ被暗示性および迎合性が強い少年に対して、成人より一層手厚く黙秘権を保障しなければならない。なお同様の規定は、子どもの権利条約40条2項(b)－(IV)にある。

第4に「弁護人依頼権」についてである。この権利には、少年自らが弁護人を選任する権利、裁判所によって弁護人を選任してもらう権利、および弁護人なしに手続の進行が行われることのない権利が含まれる⁽⁷⁹⁾。北京ルールズは手続のあらゆる局面でこの権利を少年に保障すると明言しているので、捜査段階、審判段階、処遇段階を問わずこの権利は実質的に保障されなければならない。この実質化のためには、自ら弁護人を依頼することができない場合の手当てとしての制度が完備されなければならないことは言うまでもない。なお同様の規定は、子どもの権利条約40条2項(b)－(II)にある。

第5に「親または保護者の立ち会いを求める権利」についてである。この権利は少年の手続に固有の権利と捉えてよいであろう。被暗示性や迎合性が強く傷つきやすい少年が捜査機関等において、心情の安定を図られた上で自分自身の本当の意見を述べることを保障する趣旨である。これはあくまでも、少年が有する権利であって、親や保護者が少年の意思を排してまでも自ら立ち会う権利を有すると解するべきではな

い⁽⁶⁰⁾。この点について詳しくは、規則15の解説を参照されたい。なお同様の規定は、子どもの権利条約40条2項(b)－(III)にある。

第6に「証人と対面し反対尋問をする権利」についてである。主として、審判廷において証人に対する反対尋問を行い、伝聞証拠を排除する趣旨で設けられた権利である。しかしながら、ここでいう伝聞法則が、刑事手続上のそれ、すなわち検察官の主尋問に対する反対尋問を経るという意味と同義ではないことは言うまでもない。あくまでも少年手続に固有の権利であることが前提とされている。ここでは、少年の片面的権利として修正された伝聞法則の導入を義務づけているものと考えられる。なお同様の規定は、子どもの権利条約40条2項(b)－(IV)にある。

最後に「上級機関に不服を申し立てる権利」についてである。権限ある機関によって上記の権利が保障されたうえでなされた決定に対して不服がある場合に、少年の側からのみの申立の権利を保障するものである。この権利も手続のあらゆる局面において保障されなければならないことから、単に、事実誤認や処分の不当を不服とする申立てにとどまるものではない。不服申立ての中に、いわゆる再審などが含まれることは言うまでもないであろう。なお同様の規定は、子どもの権利条約40条2項(b)－(V)にある。

(3) わが国における問題点

まず第1に無罪の推定については少年審判の実務において次の問題点が指摘されよう。すなわち、近時、家庭裁判所において、実際には非行を行っていないながらこれを見逃すのは教育的・保護的見地から許されないとする積極的実体的真実主義が必要であるとの主張が、現職裁判官からなされるようになっており、これを根拠に、裁判官が「有罪」立証に向けて補充捜査を依頼することも許容されるとされている⁽⁶¹⁾。これでは家庭裁判所の裁判官は、あらかじめ真っ黒な心証からスタートして、黒であることを確認

する方向での証拠調べをしているに等しく、ここでいう無罪の推定が保障されているとは言えないであろう。たとえ真っ黒に近い心証からスタートしたとしても、それを合理的な疑いを入れない程度にまで白の方向で証拠調べをすることのみが許される消極的実体的真実主義こそ望まれる方向である。なお、プライバシーの保護との関連における無罪の推定の問題点については、規則8の同部分を参照されたい。

第2に被疑事実の告知を受ける権利については、わが国には法的規定がなく、また実務の運用においてもカバーされていない。家庭裁判所送致後に、調査・審判、観護措置決定という具体的手続が始まるまでは、少年が被疑事実の告知を受ける機会も、また自ら言い分を述べる機会も保障されていない。また、調査および審判のために送達される呼出状では被疑事実が記載要件になっていないし、実務上多用される簡易呼出の場合も被疑事実の告知は保障されていない⁽⁸²⁾。各段階において、口頭による告知に加えて、書面による告知が行われる必要がある⁽⁸³⁾。

第3に黙秘権については以下のような問題点が指摘できる。わが国の少年司法において黙秘権の告知方法の規定がなく、その実効性を確保する手続的保障がない。取調べでの告知は求められている（刑法198条2項）が、守られているとは言い難い。例えば、代用監獄を利用して、深夜にまで及ぶ暴行・脅迫、果ては詐術までも用いた強引な取調べによる自白の獲得が行われ、その結果として得られた自白の任意性または信用性が否定されて、成人刑事事件の無罪にあたる非行事実なし不処分決定がでた冤罪事件もあることが報告されている⁽⁸⁴⁾。また、調査、審判の段階での告知規定はまったく存在せず、基本的に、調査官・裁判官の裁量に委ねられたままになっている。告知の方法等も含めた立法上の手当てが急務とされる。

第4に弁護人依頼権については、捜査段階においては刑事訴訟法30条が適用されることから、いつでも弁護人に依頼することはできることになっ

ている。ただし、捜査機関よって弁護人を選任できる旨を少年にわかる言葉で理解させているかについては定かではなく、私費によらなければならないということとあわせて、実質的に当該権利が保障されているかは疑問である。また、少年審判の段階では、少年の権利を実質的に保障することになる国選付添人制度および必要的付添人制度が準備されておらず、付添人が選任されるのは例年全体の1%強に過ぎない⁽⁸⁵⁾。少なくとも、審判段階における立法上の手当ては急務である。

第5に親または保護者の立ち会いを求める権利については、すくなくとも捜査および処遇の段階では一切認められていない。また、家庭裁判所においても、審判通知によって呼び出され、許可を得て意見を述べるほかは規定（少年審判規則25条2項、30条）がないし、観護措置決定手続などにおいては通知もなければ立ち会いも許されない⁽⁸⁶⁾。捜査から処遇に至る手続のすべての局面で、少年の権利として親または保護者の立ち会いを求める権利を保障する立法上の手当てが急務とされる。

第6に証人と対面し反対尋問をする権利については、明文上保障されていない。また、「非行事実の認定に関する証拠調べの範囲、限度、方法の決定も家裁の完全な自由裁量に属するものではなく……これを家裁の合理的な裁量に委ねる趣旨と解すべき」とした最高裁1983年10月26日決定があるものの、実情としては、少年の申請する証拠調べが行われず、少年が立ち会わないままに証人の尋問が行われる場合がある⁽⁸⁷⁾。立法上の手当ては急務とされる。

最後に上級機関に不服を申し立てる権利については、保護処分決定についての不服申立てしか認められていない。少年の身柄を拘束する観護措置決定、刑事裁判所への移送決定、審判不開始および不処分決定については不服申立ての機会が全く保障されていないし、保護処分終了後の再審の申立ても認められていない。すくなくとも、これらについては早急な立法上の

手当てが必要とされる。

なお、処遇段階等の行政手続においても少年の権利の保障は十分とは言えない。本条項の趣旨を徹底させる必要があるだろう。

規則 8 プライバシーの保護

8. *Protection of privacy*

8.1 少年のプライバシーの権利は、不当な公表又はラベリングによって少年が害されるのを避けるために、すべての局面において尊重されなければならない。

8.2 原則として、少年の犯罪者の特定につながるようになるような情報も公表してはならない。

注釈

規則 8 は少年のプライバシーの権利の保護の重要性を強調している。青少年は特に烙印を押されることによる影響を受けやすい。ラベリングの過程に関する犯罪学上の研究によって、青少年が「非行者」あるいは「犯罪者」と永続的に見られることから生じる（様々な種類の）有害な影響の証拠が示されている。

規則 8 はまた、事件に関する情報（例えば、罪を犯したと申し立てられ、あるいは有罪判決を受けた少年犯罪者の氏名）をマスメディアが公表することによって生じる逆効果から少年を保護することの重要性を強調している。少なくとも原則的に、個人の利益は保護され支持されるべきである。（規則 8 の一般的 content については規則 21 においてさらに具体的に述べている。）

- 8.1 The juvenile's right to privacy shall be respected at all stages in order to avoid harm being caused to her or him by undue publicity or by the process of labelling.
- 8.2 In principle, no information that may lead to the identification of a juvenile offender shall be published.

Commentary

Rule 8 stresses the importance of the protection of the juvenile's right to privacy. Young persons are particularly susceptible to stigmatization. Criminological research into labelling processes has provided evidence of the detrimental effects (of different kinds) resulting from the permanent identification of young persons as "delinquent" or "criminal".

Rule 8 also stresses the importance of protecting the juvenile from the adverse effects that may result from the publication in the mass media of information about the case (for example the names of young offenders, alleged or convicted). The interest of the individual should be protected and upheld, at least in principle. (The general contents of rule 8 are further specified in rule 21.)

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

少年のプライバシーの保護については、アジ研草案規則7に「マスメディアは公共の利益のために必要不可欠でない限り、非行少年の特定につながるような情報を公開することを控えなければならない」⁽⁸⁸⁾とする規定をおいていたが、シュプリンゴルム草案他の草案では触れられるところがない。したがってこのアジ研草案の規定が議論の端緒となったものであると思われるが、その後これは国連事務局非公式案へと発展しアジ研専門家会議で次のように規定されるに至っている。すなわち、「不必要な公表又はラベリングの過程によって少年にもたらされる意図せぬ害悪を避けるために、少年のプライバシーの権利及び犯罪が犯されたと立証されるまでは、少年は無罪の者として扱われることに常に考慮が払われなければならない

い」⁽⁸⁹⁾とされた。これを見ればわかるように、プライバシー保護に関する本規定は、当初、無罪の推定にも関連するものとして規定されていた。実務上、少年は滅多に無罪を推定されることがなく、はじめから犯罪者と決めつけられることが多いので、世界人権宣言11条1項に依ったものである。しかし無罪の推定に関する部分はむしろ少年の権利に属するものではないのかとのバシウニ教授の指摘もあり、四学会合同専門家会議の後に少年の権利の規定の中に移された⁽⁹⁰⁾。これによって本規定は、純粋に、不当な公表およびラベリングから少年のプライバシーを保護することを主眼とする規定になったのである。

一方、第2項の内容は、アジ研専門家会議で採択された規則14第2項で「一般に、少年犯罪者の身元の確認につながるような情報は公表されてはならない」⁽⁹¹⁾と規定されたものを再規定したものである。審判段階での秘密性（非公開）との関連で述べられていたものが、総論としての少年のプライバシーの規定に移されたものである。なお審判の非公開原則については第7回 kongress の席上において削除されている⁽⁹²⁾。

(2) 本規則の内容

規則8は少年のプライバシーの権利の保護の重要性を強調している規定である。少年は特にスティグマを受けることによって、永続的に「非行者」あるいは「犯罪者」と見られ様々な種類の有害な影響に晒されるといことが犯罪学上の知見として示されていることに由来する規定である。そしてこのようなラベリングが少年の成長発達における桎梏となるのはもちろんのこと、2次的な逸脱へと駆り立てかねないとも考え併せたうえでの規定である。

またここでは、事件に関する情報、例えば、申し立てられあるいは有罪判決を受けた少年犯罪者の氏名をマスメディアが公表することによって生じる逆効果から、少年を保護することの重要性を強調している。これは先

にも触れたアジ研草案の規定が最終的に再規定されたものである。マスメディアの報道の自由との関連から微妙な表現が用いられてきた規定ではあったが、ここにおいて明確な禁止規定になっていることに注目しておく必要がある。さらには、規則本文の主語がマスメディアに限定されていないことにもまた注意すべきであろう。

(3) わが国における問題点

少年法22条第2項は、刑事裁判で少年犯罪者を取扱ってきた長い歴史の中で経験した多くの失敗と悲劇を反省材料として、少年審判非公開の原則を規定した。また、同様に、第61条は非行を行った少年に関する情報の非公表の原則を規定した。これらは、それぞれ少年のプライバシーの保護を徹底し、健全な育成を達成するうえで重要な規定であり、国際基準にも合致していると言ってよい。

しかしながら、現在、これらの規定は形骸化の危機に晒されている。

まず第1に、少年審判非公開の原則については、現在の職権主義の審判構造を一部であるにせよ実質的に対審構造化する方向での少年法改正の方向性が打ち出されつつあり⁽⁹³⁾、公益の代表者たる検察官を審判廷に招き入れることで同原則をなし崩しにすることが懸念される。

第2に、週刊誌をはじめとする一部マスコミによって、重大犯罪を犯したとされる少年の実名、顔写真、生活歴、捜査資料、審判結果などが大きく報道される事態が続いている⁽⁹⁴⁾。これらはいずれも少年法第61条に明確に違反するものであるが、一部マスコミは、犯罪の重大性、犯行の残忍性などを考慮すると敢えて公表することが公益にかなうとしている。

ここで重要なのは上記2点の主張を支えているのがわれわれ自身の市民感情であるという点である。激増し、凶悪化し、低年齢化しているとされている少年犯罪を防圧するためには、成人同様に裁き、公表することで社会的制裁を加えなければならないという考え方である。しかしながら、激

増、凶悪化、低年齢化というその前提は、前提として客観性を持たないということも指摘されており⁽⁹⁵⁾、この点については注意深く分析する必要がある。

いずれにしても、本規定は、少年の将来のためにラベリングによる悪影響を極力排除しようとする趣旨にでたものであり、それには社会全体の協力が必要であると言っているものと思われる。そうであればこそ、敢えて情報公開の禁止の名宛人をマスコミには限定していないのである。この趣旨を徹底し、現状を改める必要があるだろう。

規則9 留保規定

9. *Saving clause*

9.1 本規則中の各規則の解釈は、国連によって採択された被拘禁者処遇最低基準規則及び青少年のケアと保護に関して国際社会で承認された人権に関するその他の文書及び基準の適用を妨げない。

注釈

規則9は、世界人権宣言、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約と市民的及び政治的権利に関する国際規約、又、子どもの権利宣言及び子どもの権利条約草案などの関連ある現存若しくはこれから現れる国際人権文書あるいは基準の中に含まれる原則にしたがって、本規則を解釈、履行することにおける誤解を避けることを意味している。本規則の適用は、より広い適用の可能性を含むであろう他のいかなる国際文書を侵害するものではないと理解されなければならない。

9.1 Nothing in these Rules shall be interpreted as precluding the application of the

Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners adopted by the United Nations and other human rights instruments and standards recognized by the international community that relate to the care and protection of the young.

Commentary

Rule 9 is meant to avoid any misunderstanding in interpreting and implementing the present Rules in conformity with principles contained in relevant existing or emerging international human rights instruments and standards—such as the Universal Declaration of Human Rights ; the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights and the International Covenant on Civil and Political Rights ; and the Declaration of the Rights of the Child and the draft convention on the rights of the child. It should be understood that the application of the present Rules is without prejudice to any such international instruments which may contain provisions of wider application. (See also rule 27.)

[解説]

(1) 本規則草案の変遷

本規定は国連事務局非公式案において初めて規定されたものであるが、それとほぼ時を同じくしてラトガーズ大学で作成されたラトガーズ草案規則5にも「本規則を解釈するにあたって、政府および権限ある機関は、……世界人権宣言、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、市民的および政治的権利に関する国際規約、子どもの権利宣言およびその他の国際文書、それらに加わるであろう子どもの権利条約草案、青少年の権利と責任に関する宣言草案……などの諸規定を尊重しなければならない」⁽⁹⁶⁾と規定されている。

いずれにしても、明示的には、アジ研専門家会議で「本規則のいかなる規定も、国連被拘禁者処遇最低基準規則および国際社会によって承認されたその他の人権文書および規範の適用から少年を除外するよう解釈されて

はならない」⁽⁹⁷⁾と規定され、現規定とほぼ変わらない規定内容をもつに至っている。そしてこのような規定を設ける意味について国連事務局は、その他の国際規範およびガイドラインとの調和の中で本規則を解釈することにおいて無用の混乱を避けるためであるとの注釈を加えるに至っている。

（2）本規則の内容

ところで本規定の内容にはことさら説明を加える必要はないように思われる。必要な説明は注釈に言い尽くされている。すなわち、現存もしくはこれから現れる国際人権文書あるいは基準の中に含まれる原則との調和のなかで、本規則を解釈、履行することの重要性を強調している。

本規定の趣旨からすれば、「リヤドガイドラインズ」「少年保護規則」「子どもの権利条約」と「北京ルールズ」が相容れないものでないことは明らかである。それどころか、その他の文書の適用を妨げないということから、むしろこれらの文書を統一的に理解して実施すべきことを言っているものと思われる。さらにこの統一的理解は、必然的に内容における実質的側面のみならず、法的拘束力の有無を一つの判断基準とする形式面にも及ぶことになるだろう⁽⁹⁸⁾。

（3）わが国における問題点

北京ルールズは最低基準規則という形態をとるものの、形式的には国連総会で採択された単なる決議に過ぎず、その意味で、法的拘束力を有する条約などの「法」とは決定的に違う。したがってこの点を捉えて、わが国の法務省関係者は、北京ルールズなどは法的拘束力がないのだから単なる努力目標あるいは参考資料としての意味しかないとその重要性を軽視する傾向にあり⁽⁹⁹⁾、同規則およびその他同様の規則にそった少年司法の立法および運用の改革を怠っている。

確かに、即席慣習法の理論やソフトローの理論を用いても、国連総会決議に規範的意味における法的拘束力を認めるのは困難であろう⁽¹⁰⁰⁾。しか

しながら、コンセンサス採択された総会決議に、事実の意味における拘束力、すなわち遵守義務があることは論を俟たない。加盟各国がそれを誠実に遵守することは道義的かつ政治的責任である。その意味で、前記の法務省関係者の考え方には問題がある。

また、加盟各国が遵守義務を有するということは、国連の諸会議でも頻繁に指摘される⁽¹⁰¹⁾とともに、それぞれの文書において、前文あるいは本規定同様の留保規定をおいて、関連文書との整合性、統一性を明示していることから明らかである。さらには、関連ある諸文書の相互関係がお互いを強化、補完する内容である場合には、法的拘束力を有する文書の拘束力がそれを有しない他の文書にも拡大される場合があるとする意見さえある⁽¹⁰²⁾。

われわれは、北京ルールズに規定された諸原則を、他の関連文書とともに、憲法31条のデュー・プロセス条項が保障する「正当な (due)」人権内容として誠実に実施していかなければならないのである⁽¹⁰³⁾。

〔注〕

- (1) 山口直也「少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）の成立過程」『犯罪と非行』104号（1995年）、同「少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）の意義」『法学論集』38号（1997年）。
- (2) 加藤英継「少年刑事司法に関する国連最低基準規則立案の動向」『アジア行政評論』3号（1984年）、米澤慶治①「少年刑事司法に関する最低基準規則策定のための国際専門家会議について」『判例タイムズ』515号（1984年）、小川太郎「国際連合少年司法最低基準規則案」『亜細亜法学』19巻1・2号（1985年）、米澤慶治②「第7回国連犯罪防止会議の概要——青少年、犯罪、司法」『法律のひろば』38巻11号（1985年）、宇津呂英雄・杉田就「青少年犯罪及び司法」『ジュリスト』853号（1986年）、田中康郎「アジア・太平洋地域の少年司法制度とその効果的な運営」『ジュリスト』854号（1986年）、須網隆夫「少年司法運営に関する国連最低基準規則について」『ジュリスト』867号（1986年）、日本弁護士連合会編『わが国少年司法の現状——国連の最低基準に照らして』（日本弁護士

連合会・1988年)、大出良知「国連少年司法運営最低基準規則と現行少年法」『自由と正義』40巻12号(1989年)、澤登俊雄・比較少年法研究会著『少年司法と国際準則——非行と子どもの人権——』(三省堂・1991年)、斎藤豊治「少年司法と国際準則」『犯罪と非行』90号(1991年)、同「国連準則と各国の少年法制」澤登俊雄編『世界諸国の少年法制』(成文堂・1994年)など。

- (3) 草案類(厳密には国連事務局によるもののみが草案としての意味を持つだけで、他の文書は草案のたたき台に過ぎない)としては、1981年にアジア極東犯罪防止研修所によって作成された Proposed Guidelines for the Formulation of the Standard Minimum Rules for Juvenile Justice Administration 1981(文中ではアジ研草案と略称している)、国連犯罪防止刑事司法部(Crime Prevention and Criminal Justice Division. 当時は Division ではなくて Branch)のコンサルタントとして草案作成にあたったミュンヘン大学シュューラー・シュプリングホルム(Horst schüller-Springorum)教授によって1983年に作成された Report on the Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice and Handling of Juvenile Offenders 1983(文中ではシュプリングホルム草案と略称している)、ラテンアメリカ犯罪防止研修所(Instituto Latino-Americano de Naciones Unidas para la Prevencion del Delito y Tratamiento del Delincuente (ILANUD)、イラヌッド)によって同年に作成された Working Document drawn up by ILANUD as a Contribution to Topic 4: Youth, Crime and Justice 1983(文中ではイラヌッド草案と略称している)、ラトガーズ大学およびネヴァグ大学の共同によって開催された専門家会議において同年に作成された「ラトガーズ草案(Rutgers Draft)」、上記の四つの草案のうち前三つの草案をもとにして作成されたとされる未見の「国連事務局非公式案、1983年」、この国連事務局非公式案をさらに発展させた Draft Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice 1983(文中では専門家会議草案と略称している)、およびこの専門家会議での成果をもとにして国連事務局が正式に作成した Report of the Secretary-General: Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice(以下、国連事務局草案)の七種類が存在する。

アジ研草案はわが国のアジア極東犯罪防止研修所がその1981年の研修コース(アジア太平洋地域の各国専門家のために研修およびセミナーが毎年開かれている)の中で採択した草案である。全文46の規則からなるこの草案にはそれぞれに丁寧な注釈が付されている。本草案は、主として、アジア太平洋地域の少年司法に関するコンセンサス作りにむけてアジ研のリードによって作成されたものであるので、北京ルールズができあがった現時点を基準にしてみると、対

審構造を前提とするなど多少奇異に映る箇所があるかもしれない。しかしながら、本草案はあくまでも北京ルールズ作成へむけての議論の端緒となった草案であり、その意味で極めて意義深いものがある。

シュプリングホルム草案は、国連犯罪防止刑事司法部によって北京ルールズ作成のためのコンサルタントに任命されたミュンヘン大学シュラー・シュプリングホルム教授によって1983年に作成された草案である。規則数30から成る本草案にもそれぞれ注釈が付されている。なお、本草案は先のアジ研草案を参考にして作成されたことが、教授自身が作成した対照表によっても明らかにされている。いずれにしても本草案が北京ルールズのオリジナル草案と言われるものであり、パレンス・パトリエおよびデュー・プロセスの保障の調和が目指されている国連の指針にかなった草案である。ここでの規則の9割以上が北京ルールズ最終正文に生かされることになる。その意味でももっとも重要な草案である。

ラテンアメリカ犯罪防止研修所によって1983年に作成された本草案は、未だ少年司法制度自体を確立していない地域の実状を反映してか、職員の資格等に関する詳細な規定を含む膨大な規定となっている。それぞれの規定が各項目毎の番号でまとめられ、通し番号になっていないので多少見にくく、また場所によっては前後のつながりが把握しにくい部分もある。なお本草案は前記二草案を意識して作成されたものでは必ずしもないようであるし、注釈も付されていない。いずれにしても本草案は、直接的に北京ルールズへは反映されなかったと見てよい。

ラトガーズ草案は最初の段階では、規則1から規則23までの規定であったが、ラトガーズ大学での専門家会議（1983年）当日の議論を経て施設内収容に関する24から36までの規定が追加された。本草案は、規則1から規則36までの通し番号のみが付されるだけで草立てされておらず、上記の経緯なども含めてかなり見づらい構成となっている。なお本草案の規則21から規則36は、アジ研草案の該当規定をそのままの形で援用している。

1983年12月にアジ研で開催された国際専門家会議は、国連犯罪防止刑事司法部の要請によって行われた会議で、草案の最終調整をその目的としていた。そこで採択された本草案は、アジ研草案、シュプリングホルム草案およびイラヌッド草案をもとにして作成されたとする国連事務局非公式案（未見）を、アジア太平洋地域の専門家を中心とする、国連代表を含む各国専門家を交えた討議においてエラポレイションされたものである。本草案は翌年1月の国連事務局最終草案とほぼ変わるところがないことからわかるように、ここにおいて北京ルールズはほぼ完成したと見てもよいだろう。

なお、各草案の内容については既に山口直也・前掲論文（成立過程）・注（1）において触れているので、詳しくはそちらを参照していただきたい。

- (4) 北京ルールズをはじめとする国際準則に関する諸外国の文献として、本稿では、主に、以下のものを参照した。Horst Schüler-Springorum, *The Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice : Some Remarks on the Philosophy and Crime Policy Implications of the 'Beijing Rules'*, *UNAFEI Resource Material Series*, No.29 (1986) ; Horst Schüler-Springorum, *Die Mindestgrundsätze Vereinten Nationen für die Jugendgerichtsbarkeit*, *ZStW* 99 (1987) ; A. D. Viccica, *The Promotion and Protection of Children's Rights through Development and Recognition of an International Notion of Juvenile Justice and its Child-Centered Perspective in the United Nations*, *Nordic Journal of International Law*, No.58 (1989) ; Horst Schüler-Springorum, *The United Nations Instruments concerning Juvenile Delinquency, Rechten van het Kind*, *Lezingen-Bundel 2* (1992) ; Geraldine van Bueren, *Child-Oriented Justice : an International Challenge for Europe*, *International Journal of Law and the Family*, Vol.6 No.3 (1992) ; Geraldine van Bueren, *The International Law on the Rights of the Child*, Nijhoff 1995.
- (5) わが国の少年司法を国際人権基準から総合的に検討した成果としては、1996年5月に政府が国連子どもの権利委員会に提出した「第1回政府報告書」に対するオルタナティブ・レポートが示唆に富んでおり本稿もそれらに負うところが大きい。特に、筆者自身も作成に携わった市民・NGOによる統一レポート（日本語版として、子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会編『子ども期の喪失』（花伝社・1997年）および日弁連によるレポート（日本弁護士連合会『問われる子どもの人権』（こうち書房・1997年））が代表的であり、有益である。
- (6) 少年のニーズに応じたものを提供するという意味で、「業務」という訳語ではなく、あえて「サービス」とした。
- (7) 「保護」と訳出するのが一般だが、当該文言には少年を客体として扱う意味合いも含まれるので、あえて「ケア」とした。
- (8) この点については資料的制約から明らかにできなかったが、すくなくとも1984年5月の地域間準備会議以降の修正であることははっきりしている。
- (9) Draft Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice contained in Report of the International Meeting of Experts on the Development of the United Nations Draft Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice at UNAFEI, Fuchu, TOKYO, 14-19 November,

154 研究ノート

- 1983, *UNAFEI Resource Material Series*, No.25, 1984, pp.225-241. (hereinafter, Meeting Draft).
- (10) Rutgers Draft (Unpublished paper), supra note (4), at 32.
- (11) Id.
- (12) Proposed Guidelines for the Formulation of the Standard Minimum Rules for Juvenile Justice Administration : A draft prepared by UNAFEI on the basis of the reports of the study groups at the 58th International Training Course, *UNAFEI Resource Material Series*, No.21, 1982, pp.155-156. (hereinafter, UNAFEI Draft).
- (13) Id.
- (14) 澤登教授は「わが国の少年法が、その目的を非行のある少年の健全育成に定めていること」(澤登・前掲書・注(2) [澤登執筆部分]・27頁)が、本項の趣旨に一致しているとされるが、わが少年法が家族の福祉をも、正面から射程に捉えているかは定かではないように思われる。その意味で、本項の趣旨に沿った少年法が実現されることが必要であるように思われる。
- (15) 澤登教授は、本項では、「少年の成長発達権を十分に保障することが、非行防止の最上の方策であることを強調」され、「あわせて、少年の成長発達権の保障を実現する上で、コミュニティーの役割が極めて大きいことも指摘されている」(澤登・前掲書・注(2) [澤登執筆部分]・27頁)とされるが、ここでいう成長発達権が何を指すかは必ずしも明確ではない(本項において、確かに、「個人的成長 (personal development)」という文言が使用されているが、これが少年の成長発達の権利とまでは明言されていない)。
- (16) これについて詳しくは、山口直也「少年司法に関する国連準則の展開」『一橋論叢』112巻4号(1994年)88頁以下を参照されたい。
- (17) Report of the Interregional Preparatory Meeting for the Seventh United Nations Congress on the Prevention of Crime and Treatment of Offenders on Topic IV : 'Youth, Crime and Justice', UN. Doc., A/CONF. 121/IPM/1 (27 JUNE 1984) at 12-13. (以下、国連文書であることを示す UN Doc. は省略する)
- (18) 宇津呂・杉田・前掲論文・注(2)32頁、米澤・前掲論文②・注(2)36頁等。
- (19) 大出・前掲論文・注(2)12頁、須網・前掲論文・注(2)162頁等。
- (20) この点については、山口・前掲論文・注(16)89頁以下、福田雅章「『子どもの権利条約』の基本原則と少年司法」『国際人権』6号(1995年)26頁等を参照されたい。
- (21) 子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会・前掲書・注(5)251頁。
- (22) 澤登・前掲書・注(2) [澤登執筆部分]・29頁。

- (23) 同。
- (24) 浅川道雄「補導」市川・永井監修『子どもの人権大辞典』（1997年）758頁。
- (25) 子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会・前掲書・注（5）276頁－277頁。
- (26) Report of the Secretary-General, Humane Treatment of Offenders : Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice, E/AC.57/1984/2, 3 January 1984.
- (27) 本草案について現在までのところ入手できていない。
- (28) Horst Schüler-Springorum, Report on the Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice and the Handling of Juvenile Offenders, Unpublished paper, 1983. (hereinafter Springorum Draft).
- (29) Id, at 6.
- (30) 規則1「少年非行の概念には、社会的に不適応な少年のみならず、法律に抵触した少年も含めるべきである」
規則2「刑法は、少年の年齢と成人の年齢を明確にして、刑事責任年齢及び『非行』とされる行為類型を定義する基準を合理的に定めなければならない」
- (31) 規則8「『青少年犯罪者』という文言は、法律によって刑事犯罪と定義される行為を行ったと認定された者に限定されなければならない」
規則9「上述したように、特に危険に晒されていると認定され、特別のケア、サービスあるいは保護が、青少年、家族およびコミュニティの利益のために必要であるとされるすべての青少年に対して、権限ある機関の私法上の管轄権が拡張されるべきである」
規則10「(本文を参照せよ)」
規則11「本規則の解釈にあたって、青少年の年齢の制限は、成人年齢を定める民法の規定に従って定められなければならない」
- (32) Rutgers Draft, supra note (4), at 34.
- (33) Declaration on the Rights of the Child, General Assembly of the United Nations, 20 November 1959, principle 2.
- (34) Id, principle 1.
- (35) この点について、1997年9月29日に犯罪防止刑事司法部に問い合わせたところ、スタッフのクレッチ氏およびウィンター氏より、私的意見として同趣旨の回答を得た。しかしながら、北京ルールズの当該部分を訂正する事はないようである。
- (36) これについては直接適用できるとする論者もいる。澤登・前掲書・注（2）35

頁 [齊藤豊治執筆部分]。

- (37) 同上、34頁。
- (38) 子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会・前掲書・注(5)254頁-255頁。
- (39) 処遇内容の一環として茶道や華道が行なわれることから推測できるし、施設概要を紹介したパンフレットにも女性らしさを重んじる文言が記される場合が多い。
- (40) 子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会・前掲書・注(5)271頁、日本弁護士連合会・前掲書・注(5)212頁等。
- (41) Springorum Draft, supra note (28), at 8.
- (42) UNAFEI Draft, supra note (12), at 146.
- (43) Rutgers Draft, supra note (4), at 32.
- (44) United Nations Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency (The Riyadh Guidelines), General Assembly of the United Nations, 14 December 1990, guideline 56.
- (45) なおカナダにおいても1988年の報告書において、すでにステイタス・オフenseは廃止されたことが報告されている。See Report of the Secretary-General, Juvenile Justice and the Prevention of Juvenile Delinquency : Including the Principles, Guidelines and Priorities with respect to Reserch on Youth Crime, E/AC. 57/1988/11 (9 JUNE 1988). (hereinafter Reserch Report 1988) at 18.
- (46) Geraldine van Bueren, supra note (4), at 198.
- (47) Meeting Draft, supra note (9), at 215.
- (48) 澤登・前掲書・注(2)40頁 [齊藤豊治執筆部分] は、虞犯が規則3.3でいうステイタス・オフenseにあたるかどうかを検討し、積極に解している。
- (49) 例えば、宇津名・杉田・前掲論文・注(2)32頁などは、北京ルールズが少年刑事司法に適用されることを前提に論じている。
- (50) Springorum Draft, supra note (28), at 9.
- (51) Id.
- (52) Sixth United Nations Congress on the Prevention of the Crime and Treatment of Offenders, A/CONF. 87/14/Rev.1, 1981, at 62-66.
- (53) この点については、国連子どもの権利委員会第10会期(1995年11月)における少年司法に関する一般討論においても不明確のまま議論がすすめられた(山口直也「子どもの権利委員会における少年司法に関する一般討論」『法と民主主義』306号(1995年)34頁以下。

- (54) Reserch Report 1988, supra note (45).
- (55) Report of the Secretary-General, Prevention of Delinquency, Juvenile Justice and the Protection of the Young : Policy Approaches and Directions, A/CONF. 144/4 (7 MAY 1990).
- (56) Id, at 12-13.
- (57) Application of International Standards concerning the Human Rights of Detained Juveniles, E/CN. 4/Sub. 2/1992/20 (3 JUNE 1992).
- (58) Prevention of Discrimination and Protection of Children, E/CN.4/Sub.2/1995/30/Add.1 (1 August 1995) pp.3-12.
- (59) 子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会・前掲書・注(5)257頁。
- (60) 1998年4月2日付で、法務省内部に刑事罰年齢等に関する局長級の研究会が設置されている（1998年4月3日付朝日新聞）。
- (61) 北京ルールズ正文を掲載する多くの文献が by the offence of other factors との誤文をそのまま援用しているため（例えば、澤登・前掲書・注(2)46頁）、「犯罪から生じたその他の悪影響」との誤訳を行っているが、正しくは本稿のように訳出すべきであろう。
- (62) Springorum Draft, supra note (28), at 9.
- (63) 非行事実と要保護性の関係についてこれと同様の捉え方をするものとして、田中壮太「少年保護事件における非行事実と要保護性との関係」『少年法』別冊判例タイムズ6号（1979年）215頁がある。
- (64) これは前後の文脈からして規則2.2ではなくて、規則22であると思われる。この点について、1998年5月18日に犯罪防止刑事司法部に問い合わせたところ、スタッフのクレッチヒ氏より、私的意見として同趣旨の回答を得た。
- (65) Springorum Draft, supra note (28), at 10.
- (66) UNAFEI Draft, supra note (12), at 147.
- (67) Meeting Draft, supra note (9), at 229.
- (68) High Commissioner for Human Rights and Center for Human Rights, Human Rights and Law Enforcement : A Manual on Human Rights Training for the Police (Professional Training Series No.5), 1997, pp.111-123.
- (69) 澤登・前掲書・注(2)53頁 [酒井安行執筆部分]。
- (70) 同。
- (71) High Commissioner for Human Rights et al., supra note (68).
- (72) Centre for Human Rights and Crime Prevention and Criminal Justice Branch, Human Rights and Pre-trial Detention : A Handbook of International Standards relating to Pre-trial Detention (Professional Training

Series No.3), 1994.

- (73) UNAFEI Draft, *supra* note (12), at 149.
- (74) Springorum Draft, *supra* note (28), at 17.
- (75) 本会議における討議については、Youth, Crime and Justice, A/CONF.121/NGO.2 (1985) に詳しい。
- (76) Rutgers Draft, *supra* note (4), at 32-33.
- (77) Working Document drawn up by ILANUD as a Contribution to Topic 4 : Youth, Crime and Justice, Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice, Unpublished paper, 1983, pp.14-17.
- (78) これについては、山口直也・前掲論文(成立過程)・注(1)106頁を参照されたい。
- (79) 澤登・前掲書・注(2)59頁 [佐々木光明執筆部分]。
- (80) その意味で、北京ルールの訳文を掲載している多くの文献が「親や保護者の立合権」と訳出していることには問題があろう。
- (81) 日本弁護士連合会・前掲書・注(5)208頁。
- (82) 子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会・前掲書・注(5)266頁。
- (83) 日本弁護士連合会・前掲書・注(5)209頁。
- (84) 子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会・前掲書・注(5)259頁。
- (85) 同、267頁、日本弁護士連合会・前掲書・注(5)209頁。
- (86) 澤登・前掲書・注(2)59頁 [佐々木光明執筆部分]。
- (87) 日本弁護士連合会・前掲書・注(5)211頁。
- (88) UNAFEI Draft, *supra* note (12), at 147.
- (89) Meeting Draft, *supra* note (9), at 227.
- (90) Horst Schüler-Springorum, Draft UN Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice, Unpublished paper, May 1984.
- (91) Meeting Draft, *supra* note (9), at 228.
- (92) Seventh United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, A/CONF.121/22/Rev.1, 1986, at 158.
- (93) 1998年4月21日付朝日新聞によれば、日弁連も一部重大否認事件については検察官関与を容認する方向に方針転換したことが伝えられている。
- (94) 1997年5月に起った神戸小学生殺害事件を契機にこの傾向は強くなりつつある。
- (95) 例えば、津田玄児「少年法『改正』論の前提を問う」『法学セミナー』42巻10号(1997年)8頁以下。
- (96) Rutgers Draft, *supra* note (4), at 32-33.

- (97) Meeting Draft, *supra* note (9), at 227.
- (98) Marta Santos Pais, The rights of the child and the administration of juvenile justice, paper submitted to The Pais Seminar organized by DCI-JAPAN, 1995, pp.4-5（世取山洋介編訳「国連子どもの権利委員会マルタ・サントス・パイス女史の子どもの権利条約セミナー」『DCI・子どもの権利モニター』3号（1995年）41頁。）
- (99) 小澤政治「矯正と最近の国際的諸基準」『刑政』100巻7号（1989年）50頁、大橋哲「国際連合と矯正との関わり」『刑政』103巻11号（1992年）29頁他多数。
- (100) この点については、山口直也・前掲論文（意義）・注（1）242頁以下を参照されたい。
- (101) 例えば、子どもの権利条約の遵守状況についての政府報告書を審査する機関である「国連子どもの権利委員会」ではこのことは常に指摘されている。
- (102) Marta Santos Pais, *supra* note (98), at 4-5.
- (103) 福田雅章「国際人権法における被疑者取調べ」井戸田編集代表『総合研究・被疑者取調べ』（1991年）305頁。

[未完]